

『今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方（第三次報告案）及び建築基準制度のあり方（第四次報告案）について「脱炭素社会の実現に向けた、建築物の省エネルギー性能の一層の向上、CO₂貯蔵に寄与する建築物における木材の利用促進及び既存建築ストックの長寿命化の総合的推進に向けて』』に関する意見募集について

1. パブリックコメント概要

(1)実施期間

令和3年12月9日(木)～令和4年1月7日(金)

(2)意見提出件数

208の個人・団体から合計851件

2. パブリックコメントの意見の例

(1)報告案（Ⅱ～Ⅳ）の内容に直接関係する意見

- 全ての建築物に省エネ基準の適合を義務付けるべき。
- 小規模な建築物については、現行の建築士による説明義務を維持してほしい。
- 住宅の均一化が加速し、文化が失われることから、省エネ基準適合義務化はしないほしい。
- 省エネ基準適合義務化については、建築士の習熟度を確認しながら確実に進めるべき。
- 省エネ性能表示を義務付けるべき。
- 表示制度は、利用する側の視点に立って、その在り方を慎重に検討すべき。
- 既存建築物への省エネ基準適合義務化は増改築部分のみの適用とすべき。
- 再生可能エネルギーの利用促進に向けた対策は効果のあるものとして賛同。
- 太陽光発電については、地域の環境・景観に配慮すべき。
- 地方公共団体による再生可能エネルギーの導入義務付けも可能とすべき。
- 階数2以上又は延べ面積200㎡超の建築物について、都市計画区域等の内外にかかわらず、建築確認・検査の対象とし、構造安全性の基準等も審査対象とする案について、早期に実施すべき。
- 審査省略制度は廃止し、すべての建築物について、構造安全性に係る建築確認及び検査を行わせるべき。

- 現行の審査省略制度は現実的であるため、審査対象は現状維持でよいのではないかと。
- 四号建築で構造計算書不要範囲を縮小し、構造安全性の基準等を審査対象に加えるという方針は、安全性が向上する方向であるので賛成。ただし、構造計算の義務化については、技術者等の不足を考えると、安易に進めるべきではない。
- 小規模建築物を含めた全ての建築物について構造計算を行う対象としてほしい。
- 伝統木造の普及が進まない一因となっているため、伝統木造の適判審査義務はぜひ外してほしい。
- 限界耐力計算は非木造建築物の保有耐力計算よりはるかに複雑・高度な計算方法であり、構造計算適合性判定省略などの見直しは行うべきではない。
- 3,000 m²を超えても、準耐火構造とすることで設計の選択肢が増え木材利用が促進されると考えられる。
- 市街地環境への影響が増大しないと認められる大規模の修繕等を行う場合の接道義務や道路内建築制限の基準に係る遡及適用の合理化について、増改築についても対象としてほしい。

(2)報告案（Ⅱ～Ⅳ）を踏まえた今後の技術基準に関する意見

- 新築住宅の断熱基準についてはより高い水準とすべき。
- 義務基準の水準の引上げは慎重に対応すべき。
- 省エネ基準適合義務化について、現行基準では低すぎるので、高い基準を義務付けて引き上げていくべき。
- 脱炭素化に向けて、省エネ量ではなく LCCO₂ によって評価すべき。
- 高断熱化に伴い住宅の開口部が小さくなる傾向にあり、規制を含め対応すべき。
- 未評価技術の省エネ性能の評価を迅速化すべき。
- 太陽光発電に限らず、太陽熱、地中熱、バイオマスなどその他の再生可能エネルギーの導入促進を図るべき。
- 敷地外の再生可能エネルギーについても評価することを検討すべき。
- 建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置にあたり建築物が高さ等の限度を超えることを可能とする制度について、設備下を駐車場とすることに加えて、設備機器置場とすることも対象としてほしい。

- 省エネ化等に伴って重量化している建築物の壁量等の基準の整備について、構造用合板必須とならないようにしてほしい。
- 令 46 条の筋交い計算等仕様規定ルートを今後も採用するようにしてほしい。
- 延べ面積 3000 m²超の木造建築物等への防火上の要求性能を満たす構造方法については、スプリンクラー設備の設置等の対策を考慮してほしい。
- 既存建築物に対する防火・避難規定等の遡及適用の合理化について、大規模建築物についても改修を進めやすくなるよう措置してほしい。
- 採光規定の見直しについては、新築住宅についても検討してほしい。
- 採光規定の見直しについては、窓のない居住環境の悪い建物に住まわされることのないように制度設計してほしい。
- 用途変更時の現行基準に適合させるための改修等について、合理的な手法を提案してほしい。
- 検査済証がない既存建築物が非常に多く存在する現状を踏まえ、それらの建築物の増改築等を円滑化するための制度設計が必要だと考える。

(3)報告案（Ⅱ～Ⅳ）の制度化に当たっての周知・運用に関する意見

- 審査機関や省エネ適判の見直しなど、確認申請手続きが停滞しないよう十分配慮してほしい。
- 既存ストックの省エネ改修に対する支援の充実が必要
- 気候風土適応住宅を推進してほしい。
- 国民に対する省エネ性能向上の必要性、光熱費以外のメリット等の啓蒙・情報提供を推進すべき。
- 審査省略制度の範囲縮小については、近年の審査内容の増加・厳格化や、地方部における行政庁や地場の工務店等の状況も配慮した上で、改正には適切なスケジュールを組んでほしい。
- 制度改正について、申請者、設計者、審査者等に対する十分な周知をすべき。
- 中大規模建築物の木造化や、混構造など部分的な木造化を促進する防火規定の合理化について、新たに整備する検証法や仕様規定は簡明なものとしてほしい。
- 建築物の省エネ改修等にあたり、建築物が高さ等の限度を超えることを可能とする制度について、特定行政庁が市街地環境を害しないことを個別に確認するための具体的な判断基準を国で示してほしい。

(4)報告案（Ⅴ）に関する意見

○建築物の木造化の促進に向けて、内装制限や排煙設備の規定についても合理化してほしい。

『今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方（第三次報告案）
及び建築基準制度のあり方（第四次報告案）について
「脱炭素社会の実現に向けた、建築物の省エネ性能の一層の向上、
CO₂貯蔵に寄与する建築物における木材の利用促進及び
既存建築ストックの長寿命化の総合的推進に向けて」』
に関するパブリックコメントの結果概要

- 実施期間：令和3年12月9日(木)から令和4年1月7日(金)（30日間）
- 告知方法：電子政府の総合窓口のホームページ
- 意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、FAX、郵便
- 意見数：208の個人・団体から851件

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約させていただいております。

※なお、ご意見には重複があります。

※本報告案と直接の関係がないため掲載しなかったご意見についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

【全体に関するご意見】

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
1	制度改正について、申請者、設計者、審査者等に対する十分な周知をすべき	省エネ基準に係る内容及び新たな建築確認・検査制度に関する申請側及び審査側への周知・習熟をきめ細かく行うとともに、申請側及び審査側の体制整備について、十分な期間を確保し、万全を期すことで、全国で円滑な施行を図ります。
2	改正法に基づく政令・規則・告示及び指定機関規則・準則を早い段階で公布又は案の提示をされたい。	本報告案において、「省エネ基準に係る内容及び新たな建築確認・検査制度に関する申請側及び審査側への周知・習熟等をきめ細かく行い、全国で円滑な施行を図るとともに、確認申請等のオンライン化等の推進により更なる効率化や負担軽減を図る」とされており、御意見も踏まえ、可能な限り十分な期間を確保した上で、関係者に対して周知等を実施する予定です。
3	省エネルギー政策は非常に重要であると考えているが、脱炭素社会への政策は賛同できない。	我が国は2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言し、2021年10月に閣議決定された地球温暖化対策計画においては、2030年度の新たな温室効果ガス削減目標として、2013年度から46%削減することを目指しさらに50%の高みに向けて挑戦を続けるとの中期目標を掲げており、本とりまとめでは、この実現に向けて、我が国のエネルギー需要の約3割、エネルギー起源CO2排出量の約1/3を占める建築物分野において、規制の強化を含めた省エネルギーの徹底と再生可能エネルギーの導入促進を図るものとされております。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
4	①P3 14行「約889万k1削減」とあるが、co2削減量を明記すべき。その後の対策に関しても同様にco2削減量を明記して欲しい。	2030年度の温室効果ガス削減目標の実現に向けて、省エネルギーに係る目標として、建築物に係る2030年度のエネルギー消費量を2013年度からの取組の進捗により約889万k1削減することが求められており、これを記載しているものです。
5	『我が国は、2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言するとともに・・・』とあるが、この前提条件となる事象を明確に示す必要がある。	本報告案は、2050年カーボンニュートラルや2030年度の温室効果ガス削減目標の実現に向けた建築物分野の対策のあり方について取りまとめるものです。
6	省エネ対策を徹底するよりも再生可能エネルギーの導入拡大を進めるべき。	2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス削減目標の実現に向けて、省エネルギーの徹底と再生可能エネルギーの導入拡大は、どちらも重要な取組むべき施策であると考えております。
7	脱炭素化に向けては、LCCO2によって評価すべき。	2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス削減目標の実現に向けては、省エネルギーの徹底を図ることが急務となっており、本報告案に盛り込まれた制度見直し等を進めることが必要であると考えております。 なお、脱炭素社会への実現に向けては、省エネルギーの徹底にとどまらず、再生可能エネルギーの導入拡大、CO2貯蔵に寄与する建築物における木材の利用促進や建築物の長寿命化などの取組も重要であり、これらを総合的に評価・実現するものとして、ライフサイクルを通じてのCO2の収支をマイナスにする住宅であるLCCM住宅の普及についても取り組んでいるところであり、引き続きその普及に努めてまいります。
8	その他、下記のようなご意見がありました。 ・ 現行基準の運用に係るもの ・ 講ずべき施策の運用の詳細に係る照会・情報提供の依頼 等	頂いたご意見については、制度の具体化にあたってご参考とさせて頂くほか、本報告案において、「未習熟事業者を含め、申請側や審査側の体制整備について、十分な期間を確保し、万全を期す。」とされており、これを踏まえ、制度の見直しにあたっては、建築士を含む関係事業者等の体制整備に万全を期してまいります。

【Ⅱ. 建築物の省エネ性能の一層の向上（1）新築建築物における省エネ基準への適合の確保に関するご意見】

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
9	<p>・省エネ性能確保のためには、届出ではなく、全て省エネ基準適合を義務化すべき。</p>	<p>本報告案において、「2025年度以降に建築される原則全ての建築物を対象に、現行の省エネ基準への適合を義務付ける。」とされており、これを踏まえた制度見直しを進めてまいりたいと考えております。</p>
10	<p>審査体制の限られる地方部については、審査機関や省エネ適判の見直しなど、確認申請手続きが停滞しないよう十分配慮してほしい。</p>	<p>本報告案において、「省エネ基準への適合義務の範囲の拡大にあたっては、その規制の実効性の確保を図ること及び審査体制の整備や申請側・審査側の負担の軽減に留意することが必要である」とされており、建築確認・検査との連動により規制の実効性の確保を図りつつも、省エネ計算によらず省エネ基準への適合確認が容易な場合（仕様基準による場合）は省エネ適判を要しないこととする等の具体的対策を講じることで、申請側・審査側の負担軽減を図る必要があると考えております。</p> <p>また、本報告案において、「省エネ基準に係る内容及び新たな建築確認・検査制度に関する申請側及び審査側への周知・習熟等をきめ細かく行い、全国で円滑な施行を図るとともに、確認申請等のオンライン化等の推進により更なる効率化や負担軽減を図る」とされており、手続きの滞りが生じることが無いよう、十分に周知等を図りたいと考えております。</p>
11	<p>国民に対する省エネ基準適合義務化の必要性、メリット等の啓蒙・情報提供を推進する旨を明記すべき。</p>	<p>本報告案において、「建築物分野における省エネルギーの徹底について、事業者を含む国民一人ひとりがその必要性や効果を理解し、取り組んでいくことが必要であり、国土交通省は関係省庁等と連携し、国民・事業者の意識改革に取り組むべきである」とされており、国民の皆様に対する適切な情報提供に努めてまいります。</p>

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
12	<p>新築住宅の断熱性能については ZEH よりも高い水準とすべき。</p>	<p>新たな地球温暖化対策計画等において、「2030 年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB 基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、(後略)」とされているほか、本報告案においても同旨の記載をしており、この実現に向けて取り組んでまいります。</p>
13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法は最低基準を定めるものであり、全ての建築物に省エネ基準適合を義務付けることは明らかに法律に反すること、高气密高断熱が国民の生命・健康にいい影響ばかりではないこと、一層住宅の均一化を加速させることから、省エネ基準適合義務化には反対する。 ・ 省エネ性能は安全性等にかかわる部分ではないため、小規模な建築物については、現行の建築士による説明義務でよいと考える。 ・ 省エネ基準への適合率が一定向上している状況では、義務化による効果は限定的であるので、別方法を選択すべき。 	<p>2050 年カーボンニュートラル、2030 年度温室効果ガス削減目標の実現に向けて、建築物分野においても省エネルギーの徹底が急務となっております。これまでも省エネ基準への義務対象を大規模な非住宅、中規模の非住宅と段階的に拡大してきましたが、この高い目標の実現のためには、新築建築物について、省エネ基準への適合を確保することにより、建築物の省エネ性能の底上げを図る必要があると考えております。本報告案において、「2025 年度以降に建築される原則全ての建築物を対象に、現行の省エネ基準への適合を義務付ける。」とされており、これを踏まえた制度見直しを進めてまいりたいと考えております。</p> <p>なお、省エネ基準への適合義務付けは、建築基準法ではなく。建築物省エネ法により措置するものです。建築物省エネ法に基づく省エネ基準への適合義務を建築基準法の建築基準関係規定とみなすことにより、建築確認・検査と連動した制度としております。</p>

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
14	<p>国は日本の文化を守る事を頑張るべき。建築は自由であるべきであり、工業製品で作られた家と職人が作る家を一緒にすべきでない。</p>	<p>現行制度において、地域の気候・風土・文化を踏まえた工夫の活用により優れた居住環境の確保を図る伝統的構法による住まいづくりの重要性に配慮し、地域の気候及び風土に応じた住宅（以下「気候風土適応住宅」という。）については、国が定める要件、又は所管行政庁において各地域の自然的社会的条件を踏まえ定めた要件に適合する場合は、省エネ基準を合理化して説明義務制度を運用するなど、伝統的構法による住宅の特性に配慮しているところです。</p> <p>省エネ基準への適合の全面義務化にあたっては、同様の措置を適用することにより、伝統的構法による住宅の特性に配慮した形での省エネ性能の確保を図ってまいります。</p>
15	<p>省エネ基準適合義務化については、建築士の習熟度を確認しながら確実に進めるべき。</p>	<p>省エネ基準への適合義務範囲の拡大にあたり、本報告案において「未習熟事業者を含め、申請側や審査側の体制整備について、十分な期間を確保し、万全を期す。」とされており、これを踏まえ、制度の見直しにあたっては、建築士を含む関係事業者等の体制整備に万全を期してまいります。</p>
16	<p>省エネ基準適合義務化により、省エネ適合性判定コストの負担増について配慮すべき。</p>	<p>本報告案において、「省エネ計算によらず省エネ基準への適合確認が容易な場合（仕様基準による場合）は、省エネ適判を要しないこととし、建築主事や指定確認検査機関が建築確認・検査において、省エネ基準への適合を確認する。」とされており、省エネ基準適合の審査方法の検討にあたっては、申請者の負担に十分配慮してまいりたいと考えております。</p>

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
17	高断熱化に伴い住宅の開口部が小さくなる傾向にあり、規制を含め対応すべき。	本報告案において、「2050年カーボンニュートラルの実現に向け、建築物分野の中期目標等の達成を確実なものとするため、設計・施工等に携わる関連事業者の取組や、住宅・建築物の省エネ化の進捗などの最新の状況を継続的に把握し、その状況を踏まえ、制度の不断の見直し等を図っていくべきである。」とされており、ご指摘は今後の施策推進にあたっての参考とさせていただきます。
18	小さな設計事務所や工務店こそが高性能化に取り組んでいるので、省エネ基準適合義務化はまったく問題ないが、現場施工の品質の確保が課題。	省エネ基準への適合義務範囲の拡大にあたり、本報告案において、「未習熟事業者を含め、申請側や審査側の体制整備について、十分な期間を確保し、万全を期す。」とされており、ご意見は、関連事業者の技術力向上の取組に対する支援を講じるにあたり、参考とさせていただきます。
19	適合義務化に伴う追加コストの試算について、2年前の試算は87万円であり過小評価していないか。窓を小さくするなど安易な方策によるものでないか計算の前提を明らかにすべき。	2年前の試算（87万円）については断熱等等級3相当の仕様からの追加コストを示したものですが、あわせて不適合仕様の実態を踏まえたUA値1.00の場合22.5万円、UA値1.20の場合31.1万円も示されております。今回の試算においては、令和元年度実施のアンケートの調査結果から不適合物件の代表的な断熱仕様を設定し、試算したものであり、その試算条件については令和3年12月7日に開催されました、社会資本整備審議会建築分科会第22回建築環境部会及び第19回建築基準制度部会合同会議 資料1-3P24をご参照ください。
20	気候風土適応住宅制度の所管行政庁への周知を図るべき。 気候風土適応住宅について、社会的な認知を一層深めていただきたい。	本報告案において、「気候風土適応住宅について、所管行政庁における各地域の自然的社会的条件を踏まえた要件設定の促進を図る」とされており、これを踏まえた所管行政庁への周知等の取組を進めてまいります。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
21	地域熱供給において、省エネルギー設備以外の EMS 設備や複数年度に渡る建築工期等の事業特性を考慮した支援や、未利用エネルギーの活用等を評価してほしい。	複数の建物間でエネルギーを融通することでより高い省エネ性能の実現を図る取組については、令和元年の建築物省エネ法改正により性能向上計画認定制度の対象に追加し、容積率不算入の特例を受けることができることとするなど普及促進を図っているところです。また、複数建築物を対象とするプロジェクトについても、先導的なシステム整備に要する費用等について支援しており複数の採択実績があります。未利用エネルギーの活用等の評価については、本報告案において、「現在評価されていない省エネ技術の評価方法の整備を図るとともに、共同住宅の外皮性能の評価について実態を踏まえ検討し、必要な対応を行う。」とされており、評価方法の整備について検討を進めてまいります。
22	住宅性能評価で所要の等級を満たす場合の確認検査の省略制度を検討すべき。	今後の制度の具体的な運用の検討の参考にさせていただきます。
23	気候風土適応住宅について、実質的には伝統的構法による木造住宅であるものであることから、普及のためには「地域風土適応住宅」との表現を外すことを考えるべき。	地域の気候・風土・文化を踏まえた工夫の活用により優れた居住環境の確保を図る伝統的構法による住まいづくりの重要性に配慮し、本報告案において、「気候風土適応住宅について、所管行政庁における各地域の自然的社会的条件の特殊性を踏まえた要件設定の促進を図る。」とされており、今後、所管行政庁の要件設定を促進する際の参考とさせていただきます。
24	申請側・審査側の負担軽減につながる「仕様基準の更なる簡素化・合理化」を進めるにあたって、仕様基準で省エネ基準を達成しようとした場合に設計自由度が制限されないよう、「設備間のトレードオフ」が可能となるようお願いします。	ご指摘の内容については、全ての建築物について省エネ基準への適合を義務付けることに伴う負担軽減を図る観点で簡素化・合理化を図る趣旨のものです。また、仕様基準によることなく、設計の自由度を高める場合にはこれまで通り省エネ計算により対応することが可能です。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
25	住宅の適合率は、全体で 81%と示されていますが、現在届出対象の都内の大規模住宅、中規模住宅を集計しても 60%程度であり、公表されている適合率と乖離があるので、適合率の根拠を明確にすべき。	適合率の根拠については、所管行政庁へ届けられる届出結果や住宅供給事業者に対する窓や設備別の仕様、省エネ性能に係るアンケート調査等を基に、住宅・建築物のエネルギー消費性能の実態等に関する研究会とりまとめ（H30. 3. 30）における算出に対する考え方を活用して算出しております。
26	RC 造マンションの適合率が低いことから、適合義務化による市場への影響を考慮すべき。	<p>今般、温室効果ガス排出量の削減目標が大幅に強化され、建築物分野においても省エネルギーの徹底が不可欠となっており、新たな地球温暖化対策計画等において、適合義務制度に関し、「省エネルギー基準適合義務の対象外である住宅及び小規模建築物の省エネルギー基準への適合を 2025 年度までに義務化する」とされております。</p> <p>省エネ基準への適合義務範囲の拡大にあたり、本報告案において、中大規模住宅を含め、「新築住宅では 81%が省エネ基準に適合したものとなっている（表 2 参照）。また、一定のモデルのもと省エネ基準に適合させるための追加コストの試算値は、住宅において建設費の 0.2%から 0.5%程度にとどまっており、適合義務を課したとしても、建築主に過度な負担を課すものではないと考えられる。」とされており、適合義務範囲の拡大にあたっては、十分な期間を確保し、市場の混乱を招かぬよう万全を期してまいります。</p>
27	②p7 28 行 「令和 2 年度の着工棟数が約 1.4 万棟」とあるが昨今指摘されている国交省のデータ改ざんと関連して正しい数字かどうか、明確にして欲しい。	令和 2 年度建築着工統計調査によるものであり、ご指摘の統計調査とは関連しておりません。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
28	<p>省エネ基準への適合の審査は、設備機器が工事中に決まる（変わる）こともあることを踏まえ建築確認・検査と切り離れた方がよい。「負担軽減の観点から」とあるが負担が増えるのではないか。（変更が付きまとう。）</p>	<p>本報告案において、「省エネ基準への適合義務の範囲の拡大にあたっては、その規制の実効性の確保を図ること及び審査体制の整備や申請側・審査側の負担の軽減に留意することが必要である」とされており、建築確認・検査との連動により規制の実効性の確保を図りつつも、申請側・審査側の負担軽減を図ることができるよう、具体的な制度の運用等を検討してまいりたいと考えております。なお、現行の中大規模の非住宅の適合義務において、設備機器の変更に伴う申請負担の軽減を図るため、変更手続きを要しない軽微な変更を定めているところです。</p>
29	<p>外皮性能、設計エネルギーと実際の使用エネルギー等についてフォローアップ調査を行うべき。</p>	<p>本報告案において、「2050年カーボンニュートラルの実現に向け、建築物分野の中期目標等の達成を確実なものとするため、設計・施工等に携わる関連事業者の取組や、住宅・建築物の省エネ化の進捗などの最新の状況を継続的に把握し、その状況を踏まえ、制度の不断の見直し等を図っていくべきである。」とされており、ご意見は、今後の施策の実施にあたり、参考とさせていただきます。</p>
30	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ基準への適合義務化は地域の気候に応じた実効的な基準とすべきであり、6,7地域においては外皮性能を上げるより、設備機器の性能を上げる方が効率的。 ・断熱性能のみに注力するのではなく、給湯などの設備機器の効率化も図るべき。 	<p>現行の省エネ基準においては、外皮性能と一次エネルギー消費性能の基準からなり、外皮性能は、室内と外気の熱の出入りのしやすさと、日射の室内への入りやすさから構成されます。外皮性能の基準値は地域区分に応じて異なり、地域の気候に応じた基準となっているところです。</p> <p>一次エネルギー性能では、住宅で使用される設備の効率を評価することとなり、設備機器の性能を考慮した基準となっております。</p> <p>本報告案において、「2025年度以降に新築される原則全ての建築物を対象に、現行の省エネ基準への適合を義務付ける。」とされており、ご指摘の意見を踏まえつつ、適切に推進してまいります。</p>

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
31	<p>建築の利用者がいかに省エネを意識する使い方、暮らし方をすることが重要であるので、国民が省エネ意識を持つための制度設計が必要。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、本報告案に「省エネ性能の高い住宅の適切な住まい方」を追記し、「特に住宅においては、省エネ性能向上による光熱費等の削減のほか、良好な温熱環境の確保による快適性や健康面でのメリット、省エネ性能の高い住宅の適切な住まい方なども含めた情報提供を通じ、引き続き、国民や事業者の意識向上や行動変容を促していくことが必要である。この際、十分な専門知識を必ずしも有しない建築主が省エネ性能の向上を図る上では、小規模な建築物に限らず全ての建築物を対象として、専門家である建築士が関与して建築主の行動変容を促していくことが重要である。」としております。そのほか関係省庁とも連携して、情報提供等に努めてまいります。</p>
32	<p>省エネ基準への適合義務制度の対象範囲の拡大等に対応した建築士の業務報酬基準を整備していただきたい。</p>	<p>現在、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準について、中央建築士審査会及び建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成31年国土交通省告示第98号）検討委員会において改正を検討しているところです。頂いたご意見も踏まえつつ、今後も当該審査会および委員会にて議論を続けてまいります。</p>

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
33	<p>省エネを徹底する観点からは仕様基準ではなく省エネ計算を行う省エネ基準により適合義務化すべき。</p> <p>住宅についても省エネ基準適合を義務化した上で、説明義務を維持すべき。</p>	<p>省エネ基準適合義務範囲の拡大に当たっては、その規制の実効性を確保しつつ、適合審査側等の負担軽減に配慮する必要があると考えております。このため、本報告案において、「省エネ計算によらず省エネ基準への適合確認が容易な場合（仕様基準による場合）は、省エネ適判を要しないこととし、建築主事や指定確認検査機関が建築確認・検査において、省エネ基準への適合を確認する。」「適合確認における申請側・審査側の負担軽減を図るため、2）に併せて仕様基準の更なる簡素化・合理化を進める。」とされており、これを踏まえた制度見直しを進めてまいります。なお、仕様基準による場合であっても、必要な省エネ性能は確保されることとなります。</p> <p>本報告案において「省エネ基準への適合義務を全ての建築物に拡大することに伴い、現行の小規模建築物に係る省エネ基準への適合状況に係る説明は不要となるが、今後は、省エネ性能の一層の向上に関し、全ての建築物を対象として、設計委託時における建築士から建築主への説明の促進を図る。」とされており、適合義務の対象が拡大された場合においても、建築士による省エネ性能の説明を促してまいりたいと考えております。</p>

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
34	<p>(該当箇所) P8 ZEHに関する注釈2の記載 <略>再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。(令和元年度 ZEH ロードマップフォローアップ委員会とりまとめ、令和2年4月)</p> <p>(意見)「再生可能エネルギーを導入することにより」を「再生可能エネルギー等を導入することにより」に修正いただきたい。</p> <p>(理由)引用元である「令和元年度 ZEH ロードマップフォローアップ委員会とりまとめ、令和2年4月」の P10 には「再生可能エネルギー等を導入することにより」との記載されており、誤記修正いただきたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ修正させていただきます。</p>
35	<p>既存建築物について、省エネ基準の適合義務化の対象範囲を拡大するのは疑問である。歴史的建造物の活用の妨げとなる。</p>	<p>省エネ基準の適合義務化は、建築物の新築、増築、改築を行う際の省エネ基準適合を求めるものであり、既存ストックに遡及適用するものではありません。また、文化財等の歴史的建造物は適用を除外することとしております。さらに、本報告案において、「増改築を行う場合における省エネ基準への適合義務について、省エネ基準への適合義務の範囲を住宅にも拡大することや省エネ基準を段階的に引き上げていくことを踏まえ、増改築部分のみ省エネ基準への適合を求めるなど、過度な負担とならず増改築そのものを停滞させないことに配慮した規制とする。」とされており、仮に規制の適用除外となっていない既存の建築物に増改築を行う場合であっても、建築主に対して過度な負担とならないよう配慮してまいりたいと考えております。</p>

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
36	適合義務化にあっても説明義務制度の趣旨を引き継ぐのが建築主（住まい手）の省エネ行動に繋がると考える。	本報告案において、「省エネ基準への適合義務を全ての建築物に拡大することに伴い、現行の小規模建築物に係る省エネ基準への適合状況に係る説明は不要となるが、今後は、省エネ性能の一層の向上に関し、全ての建築物を対象として、設計委託時における建築士から建築主への説明の促進を図る。」とされており、適合義務の対象が拡大された場合においても、建築士による省エネ性能の説明を促してまいりたいと考えております。
37	高断熱化による虫害や高气密化による結露などの問題への対応を検討すべきではないか。	建築物省エネ法に基づく基本方針において、気密性の確保、防露性能の確保、室内空気汚染の防止等に十分配慮すること等が、建築物の建築主が講ずべき措置として位置づけられており、内部結露の発生を防止するため、水蒸気の侵入及び排出について考慮し、当該部分に多量の水蒸気が滞留しないよう適切な措置を講ずることとしているところです。 本報告案においては、引き続き検討すべき課題として、「建築物の質の確保・向上に向けて、官民の技術者の確保・育成、設計者等の技術向上や、設計業務、工事監理業務、関連資格制度等のあり方」とされているところであり、引き続き、建築物の質の確保・向上に向けて取り組んでまいります。
38	文化財については引き続き基準適合の対象外とすべき。	本報告案において、省エネ基準への適合義務について、「現行の適合義務制度、届出義務制度や説明義務制度の適用除外とされている居室を有しない建築物、文化財、仮設建築物等は、引き続き適用除外とし、現行の説明義務制度においても対象外となる10㎡以下の建築物は適合義務制度の対象外とする。」とされており、これを踏まえた制度見直しを進めてまいります

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
39	<p>「省エネ基準適合義務化」と「4号特例廃止」について、近い将来、どこかで両方を実現する事は理解できるが、建設資材等の高騰を考慮して、景気が良くなるまで猶予してはどうか。</p>	<p>省エネ基準への適合義務範囲の拡大については2025年度までに実施することとされておりますが、その実施に当たっては、十分な期間を確保し、あらかじめ税制、融資制度などを通じ基準適合を誘導するとともに、関係主体の体制整備を支援し、市場の混乱を招かぬよう万全を期してまいります。</p>
40	<p>工事監理にあたり、隠ぺい部の検査は写真等で行うことになるが、撮影を失念した箇所があると破壊しなければ確認できないことになり、事業者側の負担が大きい。工事監理上どのような部位の撮影が必要か整理し、建築士への講習等により十分な周知をお願いする。</p>	<p>制度の円滑な運用に向けて、工事監理上の留意点等について十分に周知を図ってまいりたいと考えております。</p>

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
41	さらなる簡素化された適合確認方法については、建築士の知識研鑽を損なうものであるため、いつまでも永遠に残らないように時限措置とするべき。	本報告案において、「適合義務制度の対象範囲の拡大にあたっては、その規制の実効性を確保しつつ、適合確認の申請側（設計者）・審査側（所管行政庁、登録建築物エネルギー消費性能判定機関、建築主事、指定確認検査機関）の負担軽減の観点から、以下のような具体的対策を講じる必要がある」「2）省エネ計算によらず省エネ基準への適合確認が容易な場合（仕様基準による場合）は、省エネ適判を要しないこととし、建築主事や指定確認検査機関が建築確認・検査において、省エネ基準への適合を確認する。3）適合確認における申請側・審査側の負担軽減を図るため、2）に併せて仕様基準の更なる簡素化・合理化を進める。」とされており、申請者側・審査側の負担軽減の観点から、仕様基準については引き続き活用していく必要があるものと考えております。なお、建築士の研鑽については、本報告案において、「未習熟事業者を含め、申請側や審査側の体制整備について、十分な期間を確保し、万全を期す。」とされているほか、「十分な専門知識を必ずしも有しない建築主が省エネ性能の向上を図る上では、小規模な建築物に限らず全ての建築物を対象として、専門家である建築士が関与して建築主の行動変容を促していくことが重要である」とされているように、引き続き建築主への省エネ性能に関する情報提供の取組も活用しつつ、その技術力の向上等を図ってまいります。
42	建築士自らが省エネ基準への適合を確認できる割合が半数程度であることに鑑み、建築設備士の活用を望む。	ご指摘の建築設備士については、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う適合性判定員の要件を定める国土交通省令に位置づけているところであり、既に建築物省エネ法の運用においても一定の役割を担って頂いているところです。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
43	<p>コロナ対策としても、通風・換気を重視する社会的な状況の変化に配慮した建築物の開口部比率に関する基準を建築基準法上位置付けるべきである。</p>	<p>建築基準法においては、居室内の衛生的な環境や明るさの確保等の観点から、採光や換気上必要な開口部の大きさについて規定しているところではあります。</p>
44	<p>現行省エネ法は窓を閉め切って、機械で暖冷房している家が対象であるので「薪ストーブ、こたつと扇風機」など多様な評価を可能とすべき。</p>	<p>省エネ基準は住まい方を評価するものではなく、建築物の省エネ性能を評価するものであるため、居室空間を一定の室温とするために消費されるエネルギーを算出することとしております。薪ストーブについては現状評価対象となっておりませんが、本報告案において、「現在評価されていない省エネ技術の評価方法の整備を図る」とされており、評価方法の整備を図る際の参考とさせていただきます。</p>
45	<p>省エネ評価において、気温だけでなく、気流、日射取得・遮蔽の効果、湿度についても取り入れるべき。</p>	<p>現状の住宅の省エネ基準における暖冷房のために消費するエネルギー量の評価においては、空気温度だけではなく、建物の断熱性能に応じた放射温度の影響、エアコンなどの対流式空調における気流の影響、冷房時の潜熱負荷（除湿）の影響、日射取得による暖房負荷の低減、日射遮蔽・通風による冷房負荷の低減等について考慮されているところです。本報告案において、「設計・施工等に携わる関連事業者の取組や、住宅・建築物の省エネ化の進捗などの最新の状況を継続的に把握し、その状況を踏まえ、制度の不断の見直し等を図っていくべきである。」とされており、ご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

【Ⅱ. 建築物の省エネ性能の一層の向上（2）省エネ基準の段階的引上げを見据えたより高い省エネ性能の確保に関するご意見】

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
46	将来の省エネ基準引き上げが検討されていることについても、施主に情報提供されることが望ましい。	本報告案において、「省エネ性能の一層の向上に関し、全ての建築物を対象として、設計委託時における建築士から建築主への説明の促進を図る」、「建築物分野における省エネルギーの徹底について、事業者を含む国民一人ひとりがその必要性や効果を理解し、取り組んでいくことが必要であり、国土交通省は関係省庁等と連携し、国民・事業者の意識改革に取り組むべきである」とされており、国民等に対する適切な情報提供に努めてまいります。
47	注文住宅を請け負う事業者にも施主への省エネ性能表示を規制的に推進してほしい。	省エネ性能表示制度は、建築物の流通の場面を捉えて建築物の利用者に対して省エネ性能に関する情報提供を行うことで、省エネ性能が高い建築物が選択される市場環境を整備し、建築主や所有者が省エネ性能を向上させるインセンティブを機能させ、建築物の一層の省エネ性能の向上を促すことをねらいとするものです。 このため、対象は販売又は賃貸を行う事業者とされておりますが、本報告案において、「省エネ性能の向上に関し、全ての建築物を対象として、設計委託時における建築士から建築主への説明の促進を図る」とされており、注文住宅については、この枠組みを活用し、建築主の省エネ性能の向上を促すことが有効であると考えております。
48	ZEH に対して支援を検討すべき。	本報告案において、「ZEH・ZEB、LCCM 住宅等に対する関係省庁連携による支援の継続・充実を図るほか、ZEH 等の住宅については、個人負担軽減の観点から、財政上の支援に加えて融資・税制においても支援措置を講じる。」とされており、これを踏まえて必要な支援を講じてまいります。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
49	建築士の省エネに関する知識向上のための取組の必要性を明記すべき。	省エネ基準への適合義務範囲の拡大にあたり、本報告案において、「未習熟事業者を含め、申請側や審査側の体制整備について、十分な期間を確保し、万全を期す。」とされており、建築士を含め技術力向上の取組を支援してまいります。
50	非住宅についても UA 値を表記することにより外皮の断熱性能を把握できるようにすべき。	ご意見も踏まえつつ、今後の検討の参考とさせていただきます。
51	ZEH などのエネルギー消費の実態調査を行い明らかにすべき。	ZEH を要件とした支援では、プロジェクト完成後、エネルギー消費量等を報告することを求め実態把握をしているところであり、その結果について地域型住宅グリーン化事業やネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業等で公表しています。
52	「省エネ基準の段階的引上げを見据えたより高い省エネ性能の確保」について、小さな設計事務所や工務店こそが高性能化に取り組んでおり、まったく問題ないので、上位基準設定が必要。	本報告案において、「住宅性能表示制度において、省エネ基準を上回る多段階の断熱等級を設定する。」とされており、2022 年秋ごろの施行に向けて、2021 年 12 月にパブリックコメントを実施したところです。
53	誘導基準ならよいが、気候条件が異なる地域区分 4～7 地域について、2030 年の義務付けの省エネ基準において同じ規制値にするのは不自然である。	本報告案において、「2030 年度以降新築される建築物に ZEH・ZEB 基準の水準の省エネ性能を確保することを目指し、今後、省エネ基準を段階的に引き上げていく必要がある」とされておりますが、「VI. おわりに」において、「設計・施工等に携わる関連事業者の取組や、住宅・建築物の省エネ化の進捗などの最新の状況を継続的に把握し、その状況を踏まえ、制度の不断の見直し等を図っていくべきである。」とされていることを踏まえ、省エネ基準の段階的な引上げを検討してまいります。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
54	<p>高断熱化は経年変化や地震災害等に耐えうる検証がまだなく、これが招く弊害が発生する可能性を検証すべき。</p>	<p>断熱化に先行して取り組まれた北海道などにおいては、結露や壁内気流の発生から想定した断熱性能が発揮されないなどの問題が顕在化し、1980年代半ばには、防湿施工、気密施工、通気層の設置、気流止めの設置などの結露等への対策の重要性が認識されたところであり、建築物省エネ法に基づく基本方針においても、防露性能の確保等に十分配慮すること等が、建築物の建築主が講ずべき措置として位置づけられているところです。</p> <p>本報告案において、引き続き検討すべき課題として、「建築物の質の確保・向上に向けて、官民の技術者の確保・育成、設計者等の技術向上や、設計業務、工事監理業務、関連資格制度等のあり方」とされているとおり、ご指摘の意見につきましては、建築物の質の確保に向けて検討する際の参考とさせていただきます。</p>
55	<p>LCCM 住宅には太陽光発電が義務化とあるが、太陽光発電の廃棄までを含めたエネルギーコストの試算を示してほしい。</p>	<p>LCCM 住宅とは、使用段階のみならず、資材製造や建設段階における CO2 排出量の削減、長寿命化を図りつつ、使用段階の創エネルギーにより、ライフサイクル全体（建設、居住、修繕・更新・解体の各段階）を通じた CO2 排出量をマイナスとなることを目指す住宅であります。創エネルギーについては太陽光発電が一般的に想定されるものの、太陽光発電に限定されるものではありません。太陽光発電の製造から廃棄までにかかるエネルギーコストについては、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会に設置した発電コスト検証ワーキンググループの令和3年9月の報告書において、2020年時点の太陽光（住宅用）の発電コストは17.7円/kwhと試算されており、発電コスト17.7円/kwhのうち資本費が14.6円/kwhを占めており、資本費の内訳は建設費14.3円/kwh、廃棄費用0.3円/kwhと試算されています。</p>

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
56	省エネ性能表示の義務化を検討すべき。	<p>省エネ性能の表示については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の性能には耐震性能など他にも重要な性能がある中で、省エネ性能についてだけ表示を義務付けるのはバランスを欠くのではないか。 ・一律の義務化というのは難しいのかもしれないが、対象を工夫するなどして、省エネ性能表示の取組を前進させるべきではないか。 ・消費者側の視点での有益な情報提供のあり方や、新築、既存を問わず、流通市場に対する影響を考慮の上、統一的なルールを定め、規制措置を強化する形が望ましい。 <p>等の意見が審議会においてもあったところであり、これらを踏まえ、本報告案において、「省エネ性能の表示について、建築物の販売又は賃貸を行う事業者がその販売・賃貸する建築物の省エネ性能に関し表示すべき事項及び表示に際して遵守すべき事項を国が定め、これに従って表示を行っていない事業者に対し、勧告等を行うことができるよう、強化する」とされております。</p>
57	未評価技術の省エネ性能の評価を迅速化すべき。	本報告案において、「現在評価されていない省エネ技術の評価方法の整備を図る」とされており、今後の評価方法を整備する際の参考とさせていただきます。
58	共同住宅における省エネ性能評価の検証・見直しを行うべき。	本報告案において、「共同住宅の外皮性能の評価について実態を踏まえ検討し、必要な対応を行う。」とされており、今後評価法を検討する際の参考とさせていただきます。
59	建材の性能向上・コスト低減の取組が必要。	省エネ性能の向上に向けた、建材の性能向上・コスト低減の取組として、資源エネルギー庁において、省エネ法に基づく建材トップランナー制度の見直しの検討が進められております。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
60	ZEH・ZEB の普及拡大に向けて、補助等の支援の充実、手続きの簡素化等が必要。	本報告案において、「ZEH・ZEB、LCCM 住宅など、より高い省エネ性能を有する建築物の普及促進に向けて、関係省庁連携による支援の継続・充実にを図る。」とされており、引き続き、関係省庁とも連携して、支援の継続・充実について検討を進めてまいります。
61	省エネに関する基準・表示が複数あり、一般にわかりにくいので整理すべき。	今後の具体的な制度検討の際の参考とさせていただきます。
62	(対象部分：8頁 脚注2の「再生可能エネルギーを導入することにより」について)「令和元年度 ZEH ロードマップフォローアップ委員会とりまとめ(令和2年4月。以下「フォローアップ委員会とりまとめ」という)」における記載を踏まえ、「再生可能エネルギーを導入することにより」と「等」を追記すべき。	ご指摘踏まえ、当該箇所「等」を追記させていただきます。
63	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ基準適合義務化について、現行基準では低すぎるので、高い基準を義務付けて引き上げていくべき。 ・住宅及び小規模建築物の省エネ基準への適合義務化及び基準の今後の引き上げは脱炭素社会に向けて必要。 	新たな地球温暖化対策計画等において、「2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、統合的な誘導基準・住宅トップランナー基準の引き上げや、省エネルギー基準の段階的な水準の引き上げを遅くとも2030年度までに実施する。」とされており、各種の取組の進捗や高性能建材・設備のコスト低減・一般化の状況を踏まえ、2025年度に省エネ基準を義務付けた上で、2030年度までに省エネ基準をZEH・ZEBの水準に引き上げてまいりたいと考えております。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
64	安易な誘導基準の引き上げはすべきではない。	新たな地球温暖化対策計画等において、「2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、統合的な誘導基準・住宅トップランナー基準の引上げや、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを遅くとも2030年度までに実施する。」とされており、早期の誘導基準の引上げが必要と考えており、社会資本整備審議会建築分科会建築環境部会建築物エネルギー消費性能基準等小委員会において、ご議論をいただいております。
65	建築物省エネ法に基づく性能向上計画認定のための審査機関の技術的審査及び都市の低炭素化促進法に基づく低炭素建築物認定のための審査機関の技術的審査についても、長期優良住宅促進法に基づく長期優良住宅認定のための長期使用構造等の技術的審査と同様に、登録住宅性能評価機関への住宅性能評価の申請に併せて認定基準への確認の申請ができるように法改正をしていただきたい。	低炭素建築物認定においてはH24.12.4、性能向上計画認定においてはH28.1.29付の技術的助言において、登録建築物エネルギー消費性能機関等を活用した認定に係る技術的審査等の実施について、外部機関を活用することが考えられるとして、審査期間の技術的審査を認めているところですが、ご指摘の意見は今後の運用を検討する際の参考とさせていただきます。
66	省エネ基準の引き上げについて、省エネ性能の実態や、省エネに資する建材設備の普及・コスト低減の状況を踏まえた上で、慎重に検討すべき。	本報告案において、「2050年カーボンニュートラルの実現に向け、建築物分野の中期目標等の達成を確実なものとするため、設計・施工等に携わる関連事業者の取組や、住宅・建築物の省エネ化の進捗などの最新の状況を継続的に把握し、その状況を踏まえ、制度の不断の見直し等を図っていくべきである。」とされております。省エネ基準引上げにあたっては、省エネ性能の実態や、省エネに資する建材設備の普及・コスト低減の状況を踏まえ、社会資本整備審議会において審議の上、実施してまいります。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
67	住宅トップランナー基準の引き上げ水準について、「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方」同様、具体的数値を明記いただきたい。	住宅トップランナー基準については、新たな地球温暖化対策計画等において、「2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、統合的な誘導基準・住宅トップランナー基準の引上げや、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを遅くとも2030年度までに実施する。」とされており、本報告案においても「住宅トップランナー制度の対象に分譲マンションを追加するとともに、省エネ性能の実態等を踏まえつつ、住宅トップランナー基準の引上げを図る。」とされているところ、「脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会」における検討を受けたロードマップでは、2030年度までに実施する省エネ基準の引上げに先行する2027年度を目途として、ZEH基準の水準に引き上げることとしておりますが、具体的な水準や時期については、市場で供給される住宅の省エネ性能や建材等の実態を踏まえて定めてまいります。
68	省エネ性能の表示について、「遵守すべき事項を国が定め、これに従って表示を行っていない事業者に対し、勧告等を行うことができるよう、強化する」時期を明確にしていきたい。	制度の見直し時期については、法改正の施行期日として定められることとなります。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
69	<ul style="list-style-type: none"> ・表示制度については、利用する側の視点に立って、その在り方を慎重に検討すべき。 ・非住宅の省エネ性能表示については、用途の特性に応じた省エネ性能表示の規制強化の方策を検討すべき。 	<p>省エネ性能の表示については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の性能には耐震性能など他にも重要な性能がある中で、省エネ性能についてだけ表示を義務付けるのはバランスを欠くのではないか。 ・一律の義務化というのは難しいのかもしれないが、対象を工夫するなどして、省エネ性能表示の取組を前進させるべきではないか。 ・消費者側の視点での有益な情報提供のあり方や、新築、既存を問わず、流通市場に対する影響を考慮の上、統一的なルールを定め、規制措置を強化する形が望ましい。 <p>等の意見があったところであり、これらを踏まえ、本報告案では「省エネ性能の表示について、建築物の販売又は賃貸を行う事業者がその販売・賃貸する建築物の省エネ性能に関し表示すべき事項及び表示に際して遵守すべき事項を国が定め、これに従って表示を行っていない事業者に対し、勧告等を行うことができるよう、強化する」とされております。</p>
70	<p>省エネ基準を上回る多段階の断熱等級の設定は良いが、これを施工できる工務店・設計出来る設計者の資格はまた別に必要。</p>	<p>本報告案において、引き続き検討すべき課題として「建築物の質の確保・向上に向けて、官民の技術者の確保・育成、設計者等の技術向上」が位置づけられており、ご意見は、設計者等の技術力向上に向けた取組の検討にあたり参考とさせていただきます。</p>

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
71	<p>認定低炭素建築物等に対する容積率特例や財政・税制上の支援については、空き家の活用とこれから建てる建築物の解体に要するエネルギーや廃材の環境負荷を考慮すると脱炭素社会に逆行するのではないか。</p>	<p>既存建築ストック全体の省エネ性能の向上に向け、容積率特例や財政、税制上の支援により、性能の低いストックの認定低炭素建築物等の高性能ストックへの更新を推進しております。</p> <p>空き家の活用については、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく取組をはじめ、予算制度や税制措置等により、空き家所有者、民間事業者、地方公共団体等による空き家の利活用や除却等の取組を促進しているところです。</p> <p>本報告案 IV. 2. ①を踏まえて、既存建築ストックの長期活用の推進については、現行基準の遡及適用の合理化について検討、脱炭素社会の実現に向け総合的に取組を進めてまいります。</p>
72	<p>賃貸を行う事業者には、建築物の省エネに関する知識がない、また、表示することにより、賃料の下落や空き家率の増加につながる恐れがあるので、そうした事業者への周知方法について議論すべき。</p>	<p>いただいたご意見は具体の制度内容の検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>

【Ⅱ. 建築物の省エネ性能の一層の向上（３）既存建築ストックの省エネ化等の促進に関するご意見】

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
73	<p>省エネ改修については住まい手の関心を高める取組が必要。 省エネ改修については、部分改修を積極的に促進すべき。</p>	<p>本報告案において、「建築物分野における省エネルギーの徹底について、事業者を含む国民一ひとりがその必要性や効果を理解し、取り組んでいくことが必要であり、国土交通省は関係省庁等と連携し、国民・事業者の意識改革に取り組むべきである。」とされており、関係省庁とも連携して、情報提供等に努めてまいります。</p> <p>また、本報告案において、「部分的・効率的な省エネ改修の有効性等について検証しつつ、当該改修を促進する（後略）」とされており、部分的・効率的な省エネ改修の促進に取り組んでまいります。</p>
74	<p>「既存建築ストックの省エネ化」について、とにかく現在の低性能住宅の乱立を阻止することが先決。 既存住宅の省エネ改修には費用対効果が悪い場合も多くあるので、その判断を行える技術者育成やガイドラインの作成が必要。</p>	<p>省エネ基準への適合義務付け対象の拡大により新築住宅における性能確保を図ります。なお、本報告案において、「耐震性がなく、省エネ性能も著しく低いストックについては、耐震改修と合わせた省エネ改修や建替えの促進を図る。」とされており、ご意見は、今後の施策の推進にあたり、参考とさせていただきます。</p>
75	<p>既存ストックの省エネ改修に対する支援の充実が必要。</p>	<p>本報告案において、「新築に比べ構造上・費用上の制約が強い既存建築ストックの省エネ改修を加速させるため、支援の充実を図る。特に、既存住宅の省エネ改修については、財政・税制上の支援、機構融資の政策を総動員してその促進を図る。」とされており、これを踏まえた支援の推進を図ってまいります。</p>
76	<p>既存建築物への省エネ基準適合義務化は増改築部分のみの適用とすべき。</p>	<p>本報告案において、「増改築を行う場合における省エネ基準への適合義務について、省エネ基準への適合義務の範囲を住宅にも拡大することや省エネ基準を段階的に引き上げていくことを踏まえ、増改築部分のみ省エネ基準への適合を求めるなど、過度な負担とならず増改築そのものを停滞させないことに配慮した規制とする。」とされており、これを踏まえた制度の見直しを進めてまいります。</p>

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
77	省エネ改修に係る目標・対策・コストの相関関係を示し、その必要性を国民に伝えることが必要	ご意見は、省エネ改修の促進にあたり、国民の皆様適切な情報提供を図る観点から参考とさせていただきます。
78	断熱、耐震を絡めた改修には、リフォームローンでは賄えず、資金枠の拡大も必要とされ、大規模な改修時の融資、金融面の支援のあり方も検討するべき。	本報告案において、「新築に比べ構造上・費用上の制約が強い既存建築ストックの省エネ改修を加速させるため、支援の充実を図る。特に、既存住宅の省エネ改修については、財政・税制上の支援、機構融資の政策を総動員してその促進を図る」とされており、これを踏まえた機構融資制度の創設について検討を進めてまいります。なお、耐震改修と合わせた省エネ改修に対する支援の充実を図ることとしております。
79	既存建築ストックの活用や省エネ化を図るには、中古取引市場において、その重要性が認知され、建築物の「資産」価値として評価されることが必要。	本報告案において、省エネ性能の表示について「消費者側の視点での有益な情報提供のあり方や、新築、既存を問わず、流通市場に対する影響を考慮の上、統一的なルールを定め、規制措置を強化する形が望ましい。」とされており、ご意見も踏まえ、省エネ性能が高い建築物が選択される市場環境の整備を図ってまいりたいと考えております。
80	増改築時の省エネ基準への適合義務については、単に規制を緩和するのではなく、規制緩和の期間を区切って、将来的には適合義務が求められることを明確化する必要がある。	本報告案において、「増改築を行う場合における省エネ基準への適合義務について、省エネ基準への適合義務の範囲を住宅にも拡大することや省エネ基準を段階的に引き上げていくことを踏まえ、増改築部分のみ省エネ基準への適合を求めるなど、過度な負担とならず増改築そのものを停滞させないことに配慮した規制とする」とされており、これを踏まえた制度見直しを進めてまいります。
81	既存建築ストックの省エネ化促進において、増改築部分のみを省エネ基準適合を求めるとのことですが、用途変更した場合においても同様に、用途変更した部分のみの適用を求めるべき。	省エネ基準適合義務については、省エネ性能の向上の機会として、外壁・窓等の建築物の構造や設備に係る設計や施工が行われる、新築・増築・改築を対象としておりますが、用途変更については、必ずしも建築物の構造や設備の変更を伴わないことから、建築主にとって過大な負担とならないよう、現行においても適合義務の対象とはしてはいたしません。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
82	<p>寒冷地においては、すでに一定以上の省エネ性能を持った建物となっている。更に省エネ化しようとする、断熱材の厚みが増し、室内空間又は建築面積の制限を受けやすくなるため、現在の省エネ設備スペースのための容積率緩和認定に加えて、建蔽率や容積率も緩和してほしい。</p>	<p>本報告案Ⅱ 2. (3) 1) を踏まえた今後の制度改正の検討にあたり、省エネ改修等により、建築物の高さ、建蔽率、容積率の限度を超えることが構造上やむを得ない建築物に係る制限の合理化については、特定行政庁が市街地環境を害しないことを個別に確認し、建築審査会の同意を得た上で許可した場合には、許可の範囲内で、当該限度を超えることを可能とする制度を導入することを検討しております。</p>
83	<p>12 頁 37 行目にある国による制度的枠組みの構築等において、集団規定への対応の考え方と合わせて高度地区の見直しの考え方についても示してほしい。</p> <p>15 頁 11 行目の「既存ストックの省エネ化と合わせて推進すべき施策」及び同頁 25 行目「(4) 建築物における再生可能エネルギーの利用促進」では、省エネ性能の向上のために法の限度を超えた計画に関しては許可による対応を示しているが、手続きを増やさない制度構築について検討してほしい。</p>	<p>高度地区による高さの限度は、市街地の環境を維持するために定められており、建築物が高さ等の限度を超える場合には、市街地環境を害しないことを特定行政庁が個別に確認する制度とする必要があると考えられます。</p> <p>本報告案を踏まえた今後の制度改正に当たっては、運用にあたり参考となる事項をお示しすることを検討しております。</p>
84	<p>Ⅱ 2. (3) ② 1) において、建築物の省エネ改修等にあたり、建築物が高さ等の限度を超えることを可能とする制度について、特定行政庁が市街地環境を害しないことを個別に確認するための具体的な判断基準を国で示して欲しい。</p> <p>また、Ⅱ 2. (3) ② 2) において、「蓄積した実績をもとに一定のルール化を進める」とあるが、ルール化のための指針を国で示してほしい。</p>	<p>本報告案を踏まえた今後の制度改正に当たっては、運用にあたり参考となる事項をお示しすることを検討しております。</p>
85	<p>Ⅱ 2. (3) 1) において、建築物の高さ、建蔽率、容積率等の緩和は、北側等隣地への日照の影響がない範囲で認めるべき。隣地の省エネ改修で当該地の太陽光発電ができなくならないようにするべき。</p>	<p>本報告案Ⅱ 2. (3) 1) においては、省エネ改修等にあたり必要最小限の範囲で高さ制限等を超える場合を対象として想定しております。</p>

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
86	<p>Ⅱ. (3) ②1) について、「特定行政庁が市街地環境を害しないことを個別に確認し、建築審査会の同意を得たうえで許可をする」とのことだが、市街地環境を害しない具体的な事例を示してほしい。また、新築でも形態規制限度を超える場合は、対象となるのか。</p>	<p>本報告案を踏まえた今後の制度改正に当たっては、運用にあたり参考となる事項をお示しすることを検討しております。</p> <p>なお、新築の場合、形態規制に抵触することが建築物の構造上やむを得ないものとして、現時点で想定しているものではありません。</p>
87	<p>省エネ改修により外壁後退規制に適合しなくなる場合は緩和できないため、既存の緩和制度が適用できなければ改修することができないと考えてよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
88	<p>Ⅱ. (3) ②2) における「容積率の特例許可」の手続きの円滑化については、新築も対象となるのか。</p>	<p>手続きの円滑化の対象として、新築の場合も想定されます。</p>

【Ⅱ. 建築物の省エネ性能の一層の向上（４）建築物における再生可能エネルギーの利用促進に関するご意見】

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
89	再生可能エネルギーの利用促進については住宅も対象に含めるべき。	住宅を含む建築物を対象に、再生可能エネルギーの利用促進を図ることとされております。
90	「2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指す」の達成に向けて、より具体的な目標の設定、施策への反映を検討してほしい。	ご指摘の目標は、温室効果ガス削減に係る2030年の政府目標の実現に向けて、エネルギー政策の観点から野心的なものとして設定されたものであり、目標の実現に向けて、本報告案に盛り込まれた施策の具体化を図ってまいります。 なお、目標の達成状況については、関係省庁による各種施策の効果の検証等と併せて適時に確認していくこととしております。
91	再エネ利用促進に対する目標設定を数値化していただきたい。	建築物における再生可能エネルギーに関する目標は、地球温暖化対策計画等において「2050年において設置が合理的な住宅・建築物には太陽光発電設備が設置されていることが一般的となることを目指し、これに至る2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指す。」とされており、本報告案においても当該目標について記載されております。
92	省エネ評価における木質バイオマスの評価を迅速に進めるべき。	本報告案において、「現在評価されていない省エネ技術の評価方法の整備を図る」とされており、ご指摘を踏まえ、評価方法の整備を図る際の参考とさせていただきます。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
93	<p>太陽光発電に限らず、太陽熱、地中熱、バイオマスなどその他の再生可能エネルギーの導入促進を図るべき。</p> <p>個々の建物単位ではなく、地域単位での再生可能エネルギー導入促進に向けたモデル地域づくりが必要。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、太陽光発電に限らず、再生可能エネルギーの導入促進を図ることを明確化するため、「太陽光、太陽熱、地中熱やバイオマスなどの」と追記しました。</p> <p>とりまとめにおいて、再生可能エネルギーについては地域おける面的な取組を進めることが重要であること、地域の意識向上や市街地環境への配慮を図りながら、地域の実情に応じて取組を進めていくことが指摘されているところです。また、環境省を中心に、脱炭素先行地域づくりの取組が進められており、関係省庁連携のもと、建築物における再生可能エネルギーの利用促進に取り組んでまいります。</p>
94	<p>再生可能エネルギーの利用促進を図る区域について、国際的な約束事を実現するためのものであり、国が主体的に実施すべきものであるが、地方自治体が取組主体となる場合はどのような部局がこれらの事務を行うことを想定されているのか教えてほしい。</p>	<p>本報告案において、「・太陽光など再生可能エネルギーによる発電等の効率性は、地域の気候条件や建築物の立地条件に大きく影響されるものであること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーは、地域における面的な取組を進めることが重要であること ・太陽光発電設備については、地域の景観や反射光による影響への配慮が必要であり、また設置後の維持管理等に対し消費者の理解を深める必要があること <p>などに留意しつつ、導入拡大を進めるべきとの指摘がある」「一部の地方公共団体では、建築士に対する太陽光発電設備等の導入に関する説明の義務付け等の導入促進に向けた積極的な取組を進めている」とされており、再生可能エネルギーの導入に際して地域の実情を踏まえた取組が必要であること、既に地方公共団体の取組の事例があることも踏まえたものであり、地方公共団体においては関係部局（一例として、建築部局、環境部局、都市部局など）の連携の下で実施されることを想定しています。</p>

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
95	<p>東京や横浜地区などの住宅密集地区では、再生可能エネルギー設置を義務化するのではなく、高断熱化や他の地域での代替設備への投資などの検討が必要。</p>	<p>建築物における再生可能エネルギーの導入にあたっては、地域の気候条件や建築物の立地条件を踏まえ、地域の実情に応じて取組を進めていくことが有効であり、本報告案においても、「地方公共団体が、地域の実情を踏まえて再生可能エネルギー利用設備の設置を促すことにより建築物の省エネ性能の向上を図ることが効果的な区域について、再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画を定め、当該区域内において、建築士から建築主に対する再生可能エネルギー利用設備の効果等の説明義務を課することができる制度を創設する。」とされており、これを踏まえた制度の創設について検討を進めてまいります。</p>
96	<p>太陽光発電設備については、技術的にも未熟で、発電効率も日照時間等による差が大きい機器の採用を促進させる必要は現状ない。</p>	<p>太陽光発電による発電等の効率性は、地域の気候条件や建築物の立地条件に大きく左右されるものであることから、本報告案においても、「地方公共団体が、地域の実情を踏まえて再生可能エネルギー利用設備の設置を促すことにより建築物の省エネ性能の向上を図ることが効果的な区域について、再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画を定め、当該区域内において、建築士から建築主に対する再生可能エネルギー利用設備の効果等の説明義務を課することができる制度を創設する。」とされており、これを踏まえた制度の創設について検討を進めてまいります。</p>

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
97	再生可能エネルギー（太陽光発電）についてあまりにも消極的であり、責任をもって取り組むべき。	本報告案において、「地方公共団体が、地域の実情を踏まえて再生可能エネルギー利用設備の設置を促すことにより建築物の省エネ性能の向上を図ることが効果的な区域について、再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画を定め、当該区域内において、建築士から建築主に対する再生可能エネルギー利用設備の効果等の説明義務を課すことができる制度を創設する。」、「低炭素建築物の認定基準について、省エネ性能の引上げと併せて、再生可能エネルギーの導入を要件化する。」、「ZEH・ZEB、LCCM 住宅等に対する関係省庁連携による支援の継続・充実を図るほか、ZEH 等の住宅については、個人負担軽減の観点から、財政上の支援に加えて融資・税制においても支援措置を講じる。」とされており、今後、これらの取組を進めてまいります。
98	太陽光発電設備の設置については、地域の環境・景観に配慮すべき。	本報告案において、「地域の意識向上や市街地環境への配慮を図りながら、地域の実情に応じて取組を進めていく」とされており、市街地環境に配慮しつつ、太陽光発電設備を含めた再生可能エネルギー利用設備の設置の促進を図ってまいりたいと考えております。
99	公共建築における太陽光発電設備の設置を率先して進めるべき。	令和3年10月に閣議決定された地球温暖化対策計画において、地球温暖化対策法に基づく政府実行計画や地方公共団体実行計画に基づき政府や地方公共団体保有の建築物やにおける太陽光発電の最大限の導入を図ることとされております。
100	敷地外に設置する再生可能エネルギー利用設備についても評価の対象に含めるべき。	敷地外に設置する再生可能エネルギー利用設備については、建築物の建築時にその建築物の構造及び設備に関する性能を基礎として規制的措置等を講じる建築物省エネ法の枠組みにおける評価上の取扱いが慎重にあるべきと考えております。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
101	再生可能エネルギーの定義を明確化すべき。	本報告案においては、建築物分野において、太陽光、太陽熱、地中熱やバイオマスなどの再生可能エネルギーの利用の促進を図ることとされており、各施策における再生可能エネルギーの取扱いについては、その制度の具体化の検討のなかで定めてまいりたいと考えております。
102	太陽光発電設備については気候条件などよりもまず夜間や悪天候時に発電しないことを踏まえる必要があることを記載する必要がある。太陽光発電設備と併せ大容量の蓄電池の設置が必要。	本報告案においては、更なる普及拡大に向けて特に考慮すべき課題を記載しているものです。また、蓄電池については、災害時のレジリエンス等の観点から関係省庁においてその推進を図っているところです。
103	再生可能エネルギーのオフサイト調達についても評価することを検討すべき。	ご指摘の再生可能エネルギーのオフサイト調達については、建築物省エネ法が建築物としての省エネ性能の向上を図ることを目的とした法律であること、再生可能エネルギーの利用拡大についても建築物において再生可能エネルギーを利用するための設備を導入することにより寄与することが地球温暖化対策計画等の政府計画において求められているものであることを踏まえる必要があると考えております。オンサイトに限らない再生可能エネルギー等の利用拡大については、別途の枠組みにおいて検討が進められていると承知しておりますので、関係省庁とも必要に応じて連携してまいります。
104	P12 2行目から19行目にて現状把握と将来目指す指針の提示、20行目32行目にて指針達成まで課題点の提示、がなされていると認識しているが、指針達成まで課題点の改善案が、「あらゆる支援措置を検討していく（9行目）」のみとなっており、具体的にどの様な検討をするのか分からない。	ご指摘の12頁1行目～32行目では、標題のとおり「建築物における再生可能エネルギーの利用の促進に関する現状と課題」について記載しております（ご指摘の「民間部門においてもZEH・ZEBの普及拡大や既存ストック対策の充実等を進めるべく、あらゆる支援措置を検討していく。」という記載は、新たな地球温暖化対策計画等における記載を抜粋したものです）。この「現状と課題」に対応した、講ずべき施策の方向性は、本報告案の15頁25行目～16頁5行目に記載されており、地域の実情に応じて再生可能エネルギーの利用の促進を図るため、1)から4)までに示す具体的な対策を講じることが必要である、とされております。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
105	建築物への再エネ又は蓄エネのための設備導入を義務化すべき。	<p>本報告案において、「建築物における再生可能エネルギーの導入拡大にあたっては、その導入に係るコストのほか、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光など再生可能エネルギーによる発電等の効率性は、地域の気候条件や建築物の立地条件に大きく影響されるものであること ・再生可能エネルギーは、地域における面的な取組を進めることが重要であること ・太陽光発電設備については、地域の景観や反射光による影響への配慮が必要であり、また設置後の維持管理等に対し消費者の理解を深める必要があること <p>などに留意しつつ、導入拡大を進めるべきとの指摘がある。」とされているとおり、これらの指摘を踏まえ、再生可能エネルギー利用設備の設置については、一律に義務化するのではなく、地域の実情に応じた設置の促進を図ることが望ましいと考えております。</p>
106	都市部の狭小敷地で太陽光パネルを設置しようとする棟換気金物とパネルが近接し、ほこりや近隣から飛んでくる落ち葉などがたまりやすい状態を生じさせ、不具合を誘引する可能性があるといったことにも配慮して制度設計すべき。	<p>建築物における再生可能エネルギーの導入にあたっては、地域の気候条件や建築物の立地条件を踏まえ、地域の実情に応じて取組を進めていくことが有効であり、本報告案においても、「地方公共団体が、地域の実情を踏まえて再生可能エネルギー利用設備の設置を促すことにより建築物の省エネ性能の向上を図ることが効果的な区域について、再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画を定め、当該区域内において、建築士から建築主に対する再生可能エネルギー利用設備の効果等の説明義務を課することができる制度を創設する。」とされており、これを踏まえた制度の創設について検討を進めてまいります。</p>

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
107	再生可能エネルギーの義務化による普及促進を図るべき。	本報告案において、「地方公共団体が、地域の実情を踏まえて再生可能エネルギー利用設備の設置を促すことにより建築物の省エネ性能の向上を図ることが効果的な区域について、再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画を定め、当該区域内において、建築士から建築主に対する再生可能エネルギー利用設備の効果等の説明義務を課すことができる制度を創設する。」などの施策の方向性が示されており、建築物における再生可能エネルギーの利用促進に向けて、本報告案に盛り込まれた施策について、着実に実施していくことが重要と考えております。
108	(4) で挙げられている 1) から 4) の対策について、建築物における再エネ導入に効果のあるものであり、賛同する。	建築物における再生可能エネルギーの利用促進に向けて、本報告書案に盛り込まれた制度見直し等を着実に進めてまいります。
109	「新築戸建住宅の 6 割に太陽光発電設備が設置されることを」だけが目標として設定されていますが、まずは、戸建住宅以外の住宅・建築物における再生可能エネルギーの利用・導入目標を、早急に定めることが必要。	建築物における再生可能エネルギー導入目標は、温室効果ガス削減に係る 2030 年の政府目標の実現に向けて、電源構成の 36%～38%の再エネ導入を目指すため、「新築住宅への施策強化」を通じ、太陽光発電 3.5GW を導入することに対応して設定された目標であり、国土交通省としては、この目標の実現に向けて、本報告書案に盛り込まれた制度見直し等を着実に進めてまいりたいと考えております。
110	P14・26 行目以降の 1) の地方公共団体の制度については、説明義務のみの制度は逆効果であり、設置義務を課す場合についても可能とすべき。	本報告案において、「建築物における再生可能エネルギーの利用の促進に向けて、地域の実情に応じて再生可能エネルギーの利用の促進を図るため、以下のような具体的な対策を講じる必要がある」としている通り、建築主の取組を促すための措置として、建築士による説明義務や高さ規制等の特例許可などを進めることはについて言及したものです。これにより、一部の地方公共団体が既に取り組んでいるような、条例による設置義務を妨げる趣旨のものではありません。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
111	<p>都市部では高度地区の適用を受けることで北向きの屋根の住宅が多い。このような住宅にも太陽光パネルの設置の義務付けを行うとパネル制作時などに使用する電気、運搬、廃棄などで、かえってエネルギー消費量を増大させることになるおそれがあるのではないか。</p>	<p>建築物における再生可能エネルギーの利用促進については、Ⅱ.(4)2)においてを踏まえ、地方公共団体が地域の実情を踏まえて再生可能エネルギー利用設備の設置を促すことにより建築物の省エネ性能の向上を図ることが効果的な区域について、再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画を定めることができる制度を導入するとされており、検討しております。また、当該区域内で計画に即して再生可能エネルギー利用設備を設置する建築物について、特定行政庁が市街地環境を害しないことを個別に確認し、許可した場合に高さ制限を超えることができる制度を導入するとされており、検討を進めてまいりしております。</p>
112	<p>制度の創設に当たっては国において十分な説明が必要と考えるが、これらの事務は国際的な約束事を実現するためのものであり、行政区域の垣根を越えて全国的に粗密なく取り組むべき事案であることから、地方自治体単位ではなく国が主体的に実施すべき。</p> <p>また、事務の内容が建築物省エネ法上の所管行政庁や建築基準法上の特定行政庁に関する事務を担当する部局の権限や領分を越えており、当該部局において実施することは困難であると考えられるが、地方自治体が取組の主体となる場合には、どのような部局がこれらの事務を行うことを想定されているのか教示いただきたい。</p>	<p>原文において、「一部の地方公共団体では、建築士に対する太陽光発電設備等の導入に関する説明の義務付け等の導入促進に向けた積極的な取組を進めている」と記載のとおり、既に地方公共団体の取組の事例があることもふまえたものであり、関係部局（一例として、建築部局、環境部局、都市部局等）の連携の下で実施されることを想定している。</p> <p>本報告案を踏まえて今後国において措置する制度改正に際しては、技術的助言やガイドライン等の発出、説明会の実施等により、地方自治体の役割等の周知徹底に努めてまいります。</p>

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
113	<p>屋上に太陽光発電設備を設けるのに際し、高さ制限の緩和をしてほしい。</p>	<p>建築物における再生可能エネルギーの利用促進については、Ⅱ.(4)2)においてを踏まえ、地方公共団体が地域の実情を踏まえて再生可能エネルギー利用設備の設置を促すことにより建築物の省エネ性能の向上を図ることが効果的な区域について、再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画を定めることができる制度を導入するとされており、検討しております。また、当該区域内で計画に即して再生可能エネルギー利用設備を設置する建築物について、特定行政庁が市街地環境を害しないことを個別に確認し、許可した場合に高さ制限を超えることができる制度を導入するとされており、検討を進めてまいりしております。</p>
114	<p>Ⅱ 2.(4)1)において、「地域の実情を踏まえて再生可能エネルギー利用設備の設置を促すことにより建築物の省エネ性能の向上を図ることが効果的な区域」「再生可能エネルギー利用設備の促進に関する計画を定め」「建築士から建築主に対する再生可能エネルギー利用設備の効果等の説明義務を課す」等について制度の創設とあるが、効果的と判断する具体的な判断基準等について国で統一的な見解を示して欲しい。</p> <p>また、Ⅱ 2.(4)2) 再生可能エネルギー利用設備を設置する建築物で、特定行政庁が市街地環境を害しないことを「個別に確認し、建築審査会の同意を得て」とあるが、建築基準法で最低基準として定められた建築物の高さ等の限度を超えたとしても、市街地環境を害しないと判断できる基準を国で統一的に示して欲しい。</p>	<p>本報告案Ⅱ 2.(4)1)において、「地域の実情を踏まえて再生可能エネルギー利用設備の設置を促すことにより建築物の省エネ性能の向上を図ることが効果的な区域」については、例えば、太陽光や太陽熱については年間通じて日照に恵まれた地域かどうかなどの気候等と、住民等の意見を踏まえて判断することが想定されます。</p> <p>本報告案Ⅱ 2.(4)2)における特定行政庁の許可など、本報告案を踏まえた今後の制度改正に当たっては、運用にあたり参考となる事項をお示しすることを検討してまいりしております。</p>

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
115	<p>地上の屋外駐車場や屋上の駐車場、屋上の設備機器置場の上部に太陽光発電設備を設ける場合、それが建築物の屋根として扱われ、床面積の増加や階数の増加、荷重の検討や防耐火上の性能要求が発生しないようにするための措置を講じてほしい。</p> <p>特に、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置にあたり建築物が高さ等の限度を超えることを可能とする制度について、設備下を駐車場とすることに加えて、設備機器置場とすることも対象としてほしい。</p>	<p>建築物の屋根の取扱いについては、ご意見も踏まえつつ、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>高さ、建蔽率、容積率の限度を超えることを可能とする制度については、報告書本報告案の参考資料には、駐車場に太陽光パネルを設置する例をお示ししておりますが、設備機器を設置する場所の上に太陽光パネルを設置する場合も許可の対象となり得る制度を検討してまいります。</p>

【Ⅲ. CO2 貯蔵に寄与する建築物における木材の利用促進（1）小規模木造建築物等の構造安全性を確認するための措置に関するご意見】

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
116	許容応力度計算で検証できる建築物規模を高さ 13m かつ軒高 9m 以下から高さ 16m へ緩和すると、細長い建物となりやすく、上下方向の関係性を考慮したバランスを確認できない許容応力度計算では危険ではないか。	技術的検証の結果を踏まえて、P19 31 行目、32 行目に「構造バランス等を前提に」としており、16m 以下の 3 階建て木造建築物に関して許容応力度計算とあわせて壁の鉛直方向配置等に関する一定のルールへの適合等を求めることで、許容応力度等計算の場合と同等の安全性を確保することが確認されたため合理化を検討することとしています。
117	高さ 16m まで許容応力度計算で行えるようにするとあるが、令第 80 条の 2 第 1 号・第 2 号の特殊な構造形式のものについての取り扱いについても変わるものか。	個別に構造計算の方法を定めている特殊な構造方法については、安全性が検証できる構造計算方法の技術的検証ができたものから順次、基準の合理化を検討してまいります。
118	高さ緩和に関連して、免震の告示 2009 号第 6 の 3 の三にある層間変形角の規定も 16m 以下を 1/200 に合理化してほしい。	個別に構造計算の方法を定めている特殊な構造方法については、安全性が検証できる構造計算方法の技術的検証ができたものから順次、基準の合理化を検討してまいります。
119	高さ 16m まで許容応力度計算で行えるようにするとあるが、許容応力度等計算では塔状比 4 を超えないことが前提となっている。今回の構造バランスの確保のためには塔状比 4 を超えないことは含まれるか。	高さ 13m 又は軒高 9m 超かつ高さ 16m 以下の 3 階建て木造建築物に対して、高さ方向のバランスに対する安全性を担保する規定を許容応力度計算とあわせて適用することを検討することとしています。
120	高さ 16m まで許容応力度計算で行えるようにするとあるが、階数規定（3 階以下）が必要。	ご指摘を踏まえ、許容応力度計算が適用される木造建築物の規模は、「階数 3 以下かつ高さ 16m 以下」とすることを P19 34 行目に明記しました。
121	高さ 16m 以下の鉄骨造であれば、強度区分 8.8、9.8、10.9 のボルトを一般的に使用できるようにしてはどうか。	高強度の中ボルトを用いた場合に、支圧接合となることや接合部の冗長性が損なわれるおそれがあることから、一般的に使用できるようにするためには、慎重な検討が必要と考えています。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
122	<p>木造建築物等の高さに関する基準を緩和することのだが、現状木造3階建て住宅の多くが日影規制を受けない様に10m未満で設計している。簡易な構造計算だけでなく、日影規制についても法改正が必要と考える。</p>	<p>建築基準法に基づく日影規制については、現行制度においても、特定行政庁が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合は適用除外とすることが可能となっております。</p>
123	<p>省エネ化等に伴って重量化している建築物の壁量等の基準の整備について、積雪時や太陽光発電パネル設置時を考慮した上で、壁量計算の要求値の見直し、床倍率計算の導入、壁直下率・柱直下率、梁断面性状等に関する規定の新設等により、構造安全性を確保できるようにしてほしい。</p> <p>その際、構造用合板必須とならないようにしてほしい。</p> <p>また、壁量の見直し対象となる建築物を明確に判断できる基準としてほしい。</p>	<p>本報告案において、「省エネ化等に伴って重量化している建築物の安全性の確保のため、必要な壁量等の構造安全性の基準を整備する。」とされており、これを踏まえ、安全性確保に必要な技術基準を検討することとしています。</p>

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
124	<p>四号建築で構造計算書不要範囲を縮小し、構造安全性の基準等を審査対象に加えるという方針は、基本的に安全性が向上する方向であるので総論としては賛成である。ただし、構造計算の義務化については、実際に木造の構造計算の経験がある技術者、建築主事の不足を考えると、安易に進めるべきではない。</p>	<p>本報告案において、「1）（構造安全性）の基準や省エネ基準への適合を、審査プロセスを通じて確実に確保するため、建築確認・検査の対象外となっている建築物の範囲及び審査省略制度の対象となっている建築物の範囲を縮小し、現行の非木造建築物に係る建築確認・検査や審査省略制度の対象に統一化する。これにより、構造種別を問わず、階数2以上又は延べ面積 200 m²超の建築物は、都市計画区域等の内外にかかわらず、建築確認・検査の対象とし、省エネ基準への適合審査とともに、構造安全性の基準等も審査対象とすることが適切である。」とされており、これを踏まえて平屋で延べ面積の小さい木造建築物（200 m²以下）に限り、都市計画区域等の区域外では確認対象外、都市計画区域等の区域内では審査省略対象とする見直しを検討してまいります。</p> <p>小規模木造建築物に対して、省エネ化等に伴って重量化している建築物も含め、構造安全性が確保される仕様基準とすることとしており、当該仕様基準を適用することで、地震等に対する安全確保を図ってまいります。</p>
125	<p>一の建築物でE X P. J等で構造上複数棟がある場合、構造棟単体で確認審査の特例規模であっても審査特例が適用されない所、構造は特例対象としてはどうか。</p>	<p>E X P. J等で接続している各棟はそれぞれで構造関係規定が適用されますが、確認申請では一の建築物となります。</p>
126	<p>設計図書の不備や、構造強度が不足している設計図書が申請されることのないよう、審査省略制度が適用された建築物に係る建築士事務所への保管が義務付けられている構造関係図書の内容の調査や、必要に応じて設計者に対する周知・教育を行ってほしい。</p>	<p>本報告案を踏まえた今後の制度改革に当たっては、構造関係図書に係る内容及び新たな建築確認・検査制度に関する申請側及び審査側への周知・習熟等をきめ細かく行い、全国で円滑な施行を図ってまいります。</p>
127	<p>仕様規定の設計要領等を作成し、一級建築士の定期講習を活用するなど設計者（申請者）等に対して十分な周知・教育をしてほしい。</p>	<p>本報告案を踏まえた今後の制度改革に当たっては、構造関係図書に係る内容及び新たな建築確認・検査制度に関する申請側及び審査側への周知・習熟等をきめ細かく行い、全国で円滑な施行を図ってまいります。</p>

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
128	設計図書の審査の際に問題になると思われる仕様規定についてその取扱いを明確にし、設計・審査のばらつきがないようにしてほしい	設計審査時の参考となる技術情報を関係団体と連携して提供してまいります。
129	確認申請の提出書類も見直しを行ってはどうか。	今後の施策の推進の際に、参考とさせていただきます。
130	小規模建築物を含めた全ての建築物について構造計算を行う対象としてほしい。	本報告案では、小規模木造建築物に対して、省エネ化等に伴って重量化している建築物も含め、構造安全性が確保される仕様基準とすることとされており、当該仕様基準を適用することで、地震等に対する安全確保を図ってまいります。
131	令 46 条の筋交い計算等仕様規定ルートを今後も採用するようにしてほしい。	本報告案では、小規模木造建築物に対して、省エネ化等に伴って重量化している建築物も含め、構造安全性が確保される仕様基準とすることとされており、当該仕様基準を適用することで、地震等に対する安全確保を図ってまいります。
132	木材利用の推進の観点から、壁量計算を適用する木造建築物において引き続き JAS 材以外の木材を使用可能としてほしい。	今後の施策の推進の際に、参考とさせていただきます。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
133	<p>省エネ基準適合義務化を十分に担保するため、すべての建築物について、建築時の確認申請を求めるべき。</p> <p>また、審査省略制度は廃止し、すべての建築物について、確認申請時に構造関係の設計図書の添付を義務付け、構造安全性に係る建築確認及び検査を行わせるべき。</p>	<p>本報告案では、「1）（構造安全性）の基準や省エネ基準への適合を、審査プロセスを通じて確実に確保するため、建築確認・検査の対象外となっている建築物の範囲及び審査省略制度の対象となっている建築物の範囲を縮小し、現行の非木造建築物に係る建築確認・検査や審査省略制度の対象に統一化する。これにより、構造種別を問わず、階数2以上又は延べ面積200㎡超の建築物は、都市計画区域等の内外にかかわらず、建築確認・検査の対象とし、省エネ基準への適合審査とともに、構造安全性の基準等も審査対象とすることが適切である。」とされており、これを踏まえて平家で延べ面積の小さい木造建築物(200㎡以下)に限り、都市計画区域等の区域外では確認対象外、都市計画区域等の区域内では審査省略対象とする見直しを検討してまいります。</p> <p>また、「省エネ基準に係る内容及び新たな建築確認・検査制度に関する申請側及び審査側への周知・習熟等をきめ細かく行い、全国で円滑な施行を図るとともに、確認申請等のオンライン化等の推進により更なる効率化や負担軽減を図る。」とされており、円滑な施行に向けた取組が必要と考えております。</p>
134	<p>今回の木造建築物と非木造建築物に係る建築確認・検査や審査省略制度の対象の統一化とともに、中間検査についても義務化を図り、建築物の構造安全性確保と省エネ基準への適合性確保をより確実に実現できる体制としてはどうか。</p>	<p>中間検査の対象となる工程については、一律に対象としているもののほか、特定行政庁が、その地方の建築物の建築の動向又は工事に関する状況その他の事情を勘案して、区域、期間又は建築物の構造、用途若しくは規模を限って指定することができることとなっています。行政庁の指定状況も踏まえつつ、今後の参考とさせていただきます。</p>

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
135	<p>現行の審査省略制度は現実的であるため、建築士の職能も尊重し、審査対象範囲は現状維持でよいのではないかと。</p> <p>また、新たに建築確認・検査の対象となる建築物については、件数も少なく、省エネ基準に適合することによる省エネ効果は少ないと思われるため、従前どおり、建築確認手続きは不要としてよいのではないかと。</p>	<p>本報告案では、「1）（構造安全性）の基準や省エネ基準への適合を、審査プロセスを通じて確実に確保するため、建築確認・検査の対象外となっている建築物の範囲及び審査省略制度の対象となっている建築物の範囲を縮小し、現行の非木造建築物に係る建築確認・検査や審査省略制度の対象に統一化する。これにより、構造種別を問わず、階数2以上又は延べ面積200㎡超の建築物は、都市計画区域等の内外にかかわらず、建築確認・検査の対象とし、省エネ基準への適合審査とともに、構造安全性の基準等も審査対象とすることが適切である。」とされており、これを踏まえて木造、非木造の構造種別を問わず、現行の非木造建築物の建築確認・検査の対象に統一する見直しを検討してまいります。</p> <p>また、「省エネ基準に係る内容及び新たな建築確認・検査制度に関する申請側及び審査側への周知・習熟等をきめ細かく行い、全国で円滑な施行を図るとともに、確認申請等のオンライン化等の推進により更なる効率化や負担軽減を図る。」とされており、円滑な施行に向けた取組が必要と考えております。</p>
136	<p>p20「特定行政庁である都道府県と、建築基準法第97条の2の規定に基づく限定特定行政庁との業務範囲の関係については、既存建築ストックへの対応など業務の継続性等を考慮し、従前どおりとすることが適切である。」という記述があるが、現在の限定特定行政庁における人員状況を踏まえると、事務負担を増加させるべきではない。審査省略制度の対象外となる建築物については、特定行政庁の業務範囲としてほしい。</p>	<p>既存建築ストックへの対応など業務の継続性等を考慮すると、特定行政庁である都道府県と、建築基準法第97条の2の規定に基づく限定特定行政庁との業務範囲の関係については、従前どおりとすることが適切であるとされています。本報告案を踏まえた今後の制度改正に当たっては、円滑な施行に向けて十分な準備期間を設けるとともに、省エネ基準に係る内容及び新たな建築確認・検査制度に関する申請側及び審査側への周知・習熟等をきめ細かく行い、確認申請等のオンライン化等の推進により更なる効率化や負担軽減に努めてまいります。</p>

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
137	<p>既存ストック活用の観点からも、現行の建築基準法第6条第1項第4号の建築物の大規模な修繕・大規模な模様替えについては、引き続き確認申請不要とすべき。</p>	<p>本報告案では、「1）（構造安全性）の基準や省エネ基準への適合を、審査プロセスを通じて確実に確保するため、建築確認・検査の対象外となっている建築物の範囲及び審査省略制度の対象となっている建築物の範囲を縮小し、現行の非木造建築物に係る建築確認・検査や審査省略制度の対象に統一化する。これにより、構造種別を問わず、階数2以上又は延べ面積200㎡超の建築物は、都市計画区域等の内外にかかわらず、建築確認・検査の対象とし、省エネ基準への適合審査とともに、構造安全性の基準等も審査対象とすることが適切である。」とされており、大規模修繕・模様替えについてもこれを踏まえた見直しを検討してまいります。</p> <p>また、「省エネ基準に係る内容及び新たな建築確認・検査制度に関する申請側及び審査側への周知・習熟等をきめ細かく行い、全国で円滑な施行を図るとともに、確認申請等のオンライン化等の推進により更なる効率化や負担軽減を図る。」とされており、円滑な施行に向けた取組が必要と考えております。</p>

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
138	<p>審査省略制度の対象となっている建築物の範囲の縮小については、建築確認時だけでなく完了検査時の省略範囲についても見直されるということか。完了検査については、想定される事務負担の増加を鑑みると、引き続き特例の適用や段階を踏んでの縮小を検討してもよいのではないか。</p>	<p>本報告案では、「1）（構造安全性）の基準や省エネ基準への適合を、審査プロセスを通じて確実に確保するため、建築確認・検査の対象外となっている建築物の範囲及び審査省略制度の対象となっている建築物の範囲を縮小し、現行の非木造建築物に係る建築確認・検査や審査省略制度の対象に統一化する。これにより、構造種別を問わず、階数2以上又は延べ面積200㎡超の建築物は、都市計画区域等の内外にかかわらず、建築確認・検査の対象とし、省エネ基準への適合審査とともに、構造安全性の基準等も審査対象とすることが適切である。」とされており、完了検査についてもこれを踏まえた見直しを検討してまいります。</p> <p>また、「省エネ基準に係る内容及び新たな建築確認・検査制度に関する申請側及び審査側への周知・習熟等をきめ細かく行い、全国で円滑な施行を図るとともに、確認申請等のオンライン化等の推進により更なる効率化や負担軽減を図る。」とされており、円滑な施行に向けた取組が必要と考えております。</p>

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
139	都市計画区域外となっている山間部等の地域も含めて確認申請対象範囲を広げるということは、既存建築物の建替え等の際にも問題が生じ得ることから、省エネ基準への適合促進という一面のみから施策を進めるべきではないのではないか。	本報告案では、「1）（構造安全性）の基準や省エネ基準への適合を、審査プロセスを通じて確実に確保するため、建築確認・検査の対象外となっている建築物の範囲及び審査省略制度の対象となっている建築物の範囲を縮小し、現行の非木造建築物に係る建築確認・検査や審査省略制度の対象に統一化する。これにより、構造種別を問わず、階数2以上又は延べ面積200㎡超の建築物は、都市計画区域等の内外にかかわらず、建築確認・検査の対象とし、省エネ基準への適合審査とともに、構造安全性の基準等も審査対象とすることが適切である。」とされており、これを踏まえて木造、非木造の構造種別を問わず、現行の非木造建築物の建築確認・検査の対象に統一する見直しを検討してまいります。 また、「省エネ基準に係る内容及び新たな建築確認・検査制度に関する申請側及び審査側への周知・習熟等をきめ細かく行い、全国で円滑な施行を図るとともに、確認申請等のオンライン化等の推進により更なる効率化や負担軽減を図る。」とされており、円滑な施行に向けた取組が必要と考えております。
140	審査省略制度の対象となっている建築物の範囲については、完了検査時に確認できる内容が限定的であることを踏まえ、対象範囲の縮小ではなく建築士の資格のあり方を見直した方がよいのではないかと。	設計者等の技能向上の取組等、今後の施策の参考とさせていただきます。
141	審査省略制度を改めるより、建築士事務所の業務体制等を強化する方が望ましいのではないかと。	建築士事務所の業務体制については、近年では令和元年11月の建築士法施行規則改正による保存対象図書の大規模な拡大なども行われているところです。今後の施策推進の参考とさせていただきます。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
142	<p>建築確認・検査の対象等の見直しに当たっても、13 頁 29～30 行目記載の「申請側や審査側の体制整備について十分な期間を確保し万全を期すこと」が必要であるため、20 頁 16 行目について「・・・きめ細かく行うことや、申請側や審査側の体制整備について十分な期間を確保し万全を期すことで、全国で円滑な・・・」としてほしい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ修正します。</p>
143	<p>建築確認・検査の対象となる木造建築物の範囲を拡大することにより、木造建築物の構造検討を行う技術者の人数と質が不足することが想定されるため、技術者の育成と十分な報酬が行き渡る施策も必要ではないか。</p>	<p>本報告案では、「省エネ基準に係る内容及び新たな建築確認・検査制度に関する申請側及び審査側への周知・習熟等をきめ細かく行い、全国で円滑な施行を図るとともに、確認申請等のオンライン化等の推進により更なる効率化や負担軽減を図る。」とされており、円滑な施行に向けた取組が必要と考えております。</p>
144	<p>審査省略制度の範囲縮小については、平成 19 年の法改正以降の確認審査・検査の厳格化や省エネ基準等への適合確認に係る近年の審査内容の増加、床面積が 200 ㎡を超える住宅等が比較的多い地方部における行政庁の事務負担状況や地場の中小工務店の申請実態等にも配慮した上で、改正には適切なスケジュールを組んでほしい。</p>	<p>本報告案では、「省エネ基準に係る内容及び新たな建築確認・検査制度に関する申請側及び審査側への周知・習熟等をきめ細かく行い、全国で円滑な施行を図るとともに、確認申請等のオンライン化等の推進により更なる効率化や負担軽減を図る。」とされており、円滑な施行に向けた取組が必要と考えております。</p>

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
145	<p>階数 2 以上又は延べ面積 200 m²超の建築物は、構造種別や都市計画区域等の内外にかかわらず建築確認・検査の対象とし、構造安全性の基準等も審査対象とすることについて、審査対象の拡大に伴い審査日数が増加することが想定されるため、審査内容や審査方法の効率化、法定日数の確保、申請側及び審査側への周知・習熟等に向けた配慮など、適切に審査できる方策を検討してほしい。</p>	<p>本報告案では、「1）（構造安全性）の基準や省エネ基準への適合を、審査プロセスを通じて確実に確保するため、建築確認・検査の対象外となっている建築物の範囲及び審査省略制度の対象となっている建築物の範囲を縮小し、現行の非木造建築物に係る建築確認・検査や審査省略制度の対象に統一化する。これにより、構造種別を問わず、階数 2 以上又は延べ面積 200 m²超の建築物は、都市計画区域等の内外にかかわらず、建築確認・検査の対象とし、省エネ基準への適合審査とともに、構造安全性の基準等も審査対象とすることが適切である。」とされており、建築主事の審査日数もこれを踏まえた見直しを検討してまいります。</p> <p>また、「省エネ基準に係る内容及び新たな建築確認・検査制度に関する申請側及び審査側への周知・習熟等をきめ細かく行い、全国で円滑な施行を図るとともに、確認申請等のオンライン化等の推進により更なる効率化や負担軽減を図る。」とされており、円滑な施行に向けた取組が必要と考えております。</p>
146	<p>審査省略制度の対象範囲の縮小により、今後審査対象となる構造安全性の基準等については、構造関係以外の基準も含まれるのか。</p>	<p>階数 2 以上又は延べ面積 200 m²超の建築物について、本報告案では、「現行の非木造建築物に係る建築確認・検査や審査省略制度の対象に統一化する。」とされており、審査省略制度により省略されていた基準に係る審査を求められることとなる見直しを検討してまいります。</p>
147	<p>平家建てかつ床面積が 200 m²以内の木造建築物については、引き続き審査省略制度の対象となるのか。</p>	<p>本報告案では、「現行の非木造建築物に係る建築確認・検査や審査省略制度の対象に統一化する。」とされており、都市計画区域等の区域内の木造建築物で、平家建てかつ延べ面積が 200 m²以内のものについては、引き続き審査省略制度の対象とされています。</p>

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
148	p20 に「建築確認・検査の対象外となっている建築物の範囲」を縮小するとあるが、これは現行の建築基準法第 6 条第 1 項第 2 号に規定する建築物の範囲を広げることで、都市計画区域等の内外を問わず、木造建築物の建築確認・検査の対象を広げることか。	本報告案では、現行の建築基準法第 6 条第 1 項第 2 号に規定する木造建築物の建築確認・検査対象となる規模を、同項第 3 号に規定する非木造建築物の建築確認・検査対象となる規模に統一することとされており、都市計画区域等の内外を問わず、木造建築物の建築確認・検査の対象を広げることとなります。
149	長期優良住宅の技術的審査を受けた建築物や、設計住宅性能評価を受けた建築物、フラット 35 の S の対象となり耐震基準を満たしている建築物等については、手続きの簡素化・提出書類軽減のため、建築確認・検査時の審査・検査省略があってもよいのではないか。	手続き負担軽減のため確認申請のオンライン化を進めるなど、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
150	p20「構造種別を問わず、階数 2 以上又は延べ面積 200 m ² 超の建築物は、都市計画区域等の内外にかかわらず、建築確認・検査の対象とし、省エネ基準への適合審査とともに、構造安全性の基準等も審査対象とすることが適切である。」という記述があるが、審査対象となる構造安全性の基準については、構造計算によるものも含むことを明示すべき。	構造安全性の基準については、構造計算によるものも当然含まれます。
151	p20「階数 2 以上又は延べ面積 200 m ² 超の建築物は、都市計画区域等の内外にかかわらず、建築確認・検査の対象とし、省エネ基準への適合審査とともに、構造安全性の基準等も審査対象とすることが適切である。」という記述があるが、省エネ基準への適合義務は 10 m ² を超える建築物に適用されることを踏まえると、平家建てかつ延べ面積が 10 m ² を超え 200 m ² 以内の建築物は、省エネ基準への適合義務は課されるものの、建築確認・検査は対象外となるのか。	本報告案では、「省エネ基準への適合の審査は、建築基準法の建築確認・検査によるものとし、建築基準法の審査対象（具体的には後掲）と整合したものとする。」とされているとおり、引き続き建築確認・検査における構造安全性の基準等の審査省略となる建築物であって省エネ基準適合の対象となるもの（具体的には、平家建てかつ延べ面積が 10m ² を超え 200m ² 以内の建築物のうち、都市計画区域等の区域内で建築士の設計等に係るもの）については、建築確認・検査における省エネ基準への適合審査の対象外として検討してまいります。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
152	<p>階数 2 以上又は延べ面積 200 m²超の建築物については、これまで建築士の設計によるものであれば確認審査時に審査対象外であった壁量計算等の規定も審査対象となるという理解で良いか。</p>	<p>本報告案では、「1）（構造安全性）の基準や省エネ基準への適合を、審査プロセスを通じて確実に確保するため、建築確認・検査の対象外となっている建築物の範囲及び審査省略制度の対象となっている建築物の範囲を縮小し、現行の非木造建築物に係る建築確認・検査や審査省略制度の対象に統一化する。これにより、構造種別を問わず、階数 2 以上又は延べ面積 200 m²超の建築物は、都市計画区域等の内外にかかわらず、建築確認・検査の対象とし、省エネ基準への適合審査とともに、構造安全性の基準等も審査対象とすることが適切である。」とされており、これを踏まえて階数 2 以上又は延べ面積 200 m²超の建築物については、構造種別や都市計画区域等の内外にかかわらず、構造安全性の基準等を審査対象とする見直しを検討しています。</p>

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
153	<p>階数 2 以上又は延べ面積 200 m²超の木造建築物について、建築基準法第 7 条の 6 に規定する検査済証の交付を受けるまでの使用制限についてはどのような取り扱いとなるのか。</p>	<p>本報告案では、「1）（構造安全性）の基準や省エネ基準への適合を、審査プロセスを通じて確実に確保するため、建築確認・検査の対象外となっている建築物の範囲及び審査省略制度の対象となっている建築物の範囲を縮小し、現行の非木造建築物に係る建築確認・検査や審査省略制度の対象に統一化する。これにより、構造種別を問わず、階数 2 以上又は延べ面積 200 m²超の建築物は、都市計画区域等の内外にかかわらず、建築確認・検査の対象とし、省エネ基準への適合審査とともに、構造安全性の基準等も審査対象とすることが適切である。」とされており、使用制限についてもこれを踏まえた見直しを検討してまいります。</p> <p>また、「省エネ基準に係る内容及び新たな建築確認・検査制度に関する申請側及び審査側への周知・習熟等をきめ細かく行い、全国で円滑な施行を図るとともに、確認申請等のオンライン化等の推進により更なる効率化や負担軽減を図る。」とされており、円滑な施行に向けた取組が必要と考えております。</p>
154	<p>階数 2 以上又は延べ面積 200 m²超の建築物について、都市計画区域等の内外にかかわらず、建築確認・検査の対象とし、構造安全性の基準等も審査対象とする案について、本件の限りなく早期の実施を希望する。</p>	<p>本報告案では、「省エネ基準に係る内容及び新たな建築確認・検査制度に関する申請側及び審査側への周知・習熟等をきめ細かく行い、全国で円滑な施行を図るとともに、確認申請等のオンライン化等の推進により更なる効率化や負担軽減を図る。」とされており、円滑な施行に向けた取組が必要と考えております。</p> <p>具体的な施行等の時期については法改正の施行期日として今後定められることとなります。</p>

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
155	p17～22 の「Ⅲ. CO2 貯蔵に寄与する建築物における木材の利用促進」において記載されている内容は、建築物省エネ法の改正とは時期的に連動するものではなく、関連省令の公布や設計者等への十分な周知期間を設けた後、建築物省エネ法の改正よりも早い時期に施行されることになるのか。	本報告案では、「省エネ基準に係る内容及び新たな建築確認・検査制度に関する申請側及び審査側への周知・習熟等をきめ細かく行い、全国で円滑な施行を図るとともに、確認申請等のオンライン化等の推進により更なる効率化や負担軽減を図る。」とされており、円滑な施行に向けた取組が必要と考えております。 具体的な時期については法改正の施行期日として今後定められることとなります。
156	小規模木造建築物の構造安全性を担保するため、工事監理ガイドラインを見直していただきたい。	建築物の構造安全性を含めた質の確保・向上のため、国土交通省では、工事監理ガイドラインに即した適切な工事監理の実施を推進しています。引き続き、定期講習等の機会を活用しつつ、建築士に対し当該ガイドラインの周知等を通じて、適正な工事監理の実施を推進してまいります。
157	床面積の合計が 300 m ² 超であれば、大空間の有無に関わらず、建築基準法施行令第 3 章第 8 節に規定する構造計算が必要となるのか。	P20 23 行目において、「木造建築物のうち構造安全性の確保のために構造計算が必要となる建築物の範囲を、500 m ² 超のものから、大空間を有するものも含まれる 300 m ² 超に拡大する。」とされており、貴見の通りです。
158	構造計算が必要となる範囲を 300 m ² 超に拡大した場合、壁量計算で検討されていた既存建築物が既存不適格となる場合の対策を整備してほしい。	今後の施策の見直しの際に、参考にさせていただきます。
159	構造計算を求める範囲を 300 m ² と拡大されるとのことですが、延床面積に加え、一定以上のスパンの飛びや一定規模以上の吹抜け空間を有する小規模木造建築物についても、構造計算を義務化すべき。	延べ面積 300 m ² 超においては、大スパン等の建築物も含まれる住宅以外の多様な用途の建築物がみられることなどから、構造計算を求める規模の見直すべきとされています。 ご意見については今後の施策推進にあたって参考とさせていただきます。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
160	<p>限界耐力計算等の構造適判について、以下の者が、建築基準法第 20 条に関する審査を行う場合も、建築基準法第 6 条の 3（構造適判）が適用しないこととしてはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準適合判定資格を有しない構造計算適合判定資格者 ・ 構造設計一級建築士の確認検査員 ・ <p>また、設計者の要件はその規模に応じた建築士とすることで、安全性は十分担保できるのではないか。</p>	<p>本報告案では、「通常は構造計算によることなく仕様規定により構造安全性の確保を行う小規模な木造建築物等で、一部の仕様規定に適合しない伝統的構法を採用するために限界耐力計算等の高度な構造計算による安全性検証が必要となる場合であっても、構造設計一級建築士が設計又は構造安全性の基準への適合確認を行い、構造計算適合判定資格者が建築確認審査を行う場合には、手続きを合理化し、構造計算適合性判定を要しないこととする。」とされており、設計側、審査側の双方に専門的知識を有するものが関与する場合に、構造計算適合性判定の手続を要しないこととする見直しを進めてまいります。</p>
161	<p>伝統木造の普及が進まない一因となっているため、伝統木造の適判審査義務はぜひ外してほしい。</p>	<p>本報告案では、「通常は構造計算によることなく仕様規定により構造安全性の確保を行う小規模な木造建築物等で、一部の仕様規定に適合しない伝統的構法を採用するために限界耐力計算等の高度な構造計算による安全性検証が必要となる場合であっても、構造設計一級建築士が設計又は構造安全性の基準への適合確認を行い、構造計算適合判定資格者が建築確認審査を行う場合には、手続きを合理化し、構造計算適合性判定を要しないこととする。」とされており、設計側、審査側の双方に専門的知識を有するものが関与する場合に、構造計算適合性判定の手続を要しないこととする見直しを進めてまいります。</p>

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
162	限界耐力計算は非木造建築物の保有耐力計算よりはるかに複雑・高度な計算方法であり、構造計算適合性判定省略などの見直しは行うべきではない。	本報告案では、「通常は構造計算によることなく仕様規定により構造安全性の確保を行う小規模な木造建築物等で、一部の仕様規定に適合しない伝統的構法を採用するために限界耐力計算等の高度な構造計算による安全性検証が必要となる場合であっても、構造設計一級建築士が設計又は構造安全性の基準への適合確認を行い、構造計算適合判定資格者が建築確認審査を行う場合には、手続きを合理化し、構造計算適合性判定を要しないこととする。」とされており、設計側、審査側の双方に専門的知識を有するものが関与する場合に、構造計算適合性判定の手続きを要しないこととする見直しを進めてまいります。
163	構造適合性判定資格は取得まで時間を要するため、取得要件の合理化を検討してほしい。	構造計算適合判定資格者検定の受検資格については、構造計算適合性判定に必要な知識及び能力を有する基準として制定しています。
164	高度な構造計算が本来不要な小規模木造建築物等について、仕様規定への見直し、より簡便な構造計算ルートを策定することで合理化してはどうか。	伝統的構法で用いられる仕様のうち、実験等により安全性が確認できたものについては、順次、高度な計算を行わずに設計できるよう、基準の合理化を図ってまいります。
165	これまで限界耐力計算を行っていない設計者が本計算法を採用することも考えられます。本計算法を小規模木造建築物に採用する際の留意事項等、十分な周知・教育などの対策をしてほしい。	本報告案を踏まえた今後の制度改革に当たっては、円滑な施行に向けて十分な準備期間を設けるとともに、申請側、審査側への周知・習熟について取り組んでまいります。
166	「構造計算不要」は建築の専門家でない一般の方に誤解を与えかねないので、「壁量計算等による構造安全性チェック」等、別表現を検討してほしい。	ご意見を踏まえ、P20 26行目「高度な構造計算が本来不要な小規模な木造建築物等」を、「通常は構造計算によることなく仕様規定により構造安全性の確保を行う小規模な木造建築物等」に修正いたします。
167	大臣認定プログラム制度ではないが、例えば特別な調査又は研究の結果に位置づけられる仕組を導入し、この認定制度によるプログラムを利用した申請の場合は一定の緩和を受けられる制度とすれば、申請者・審査側も負担が少しでも緩和されるのではないか。	今後の施策推進にあたって、参考とさせていただきます。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
168	<p>確認申請等のオンライン化等の推進により更なる効率化や負担軽減を図る」について、例えば木造2階建ての在来軸組工法等は、構造計算書（壁量計算・N値計算等含む）と図面出力とが連動するプログラムを開発してほしい。</p>	<p>今後の施策推進にあたって、参考とさせていただきます。</p>
169	<p>省エネ基準への適合性を検査するためには中間検査を実施する必要がある。</p>	<p>現行の中大規模の非住宅建築物に係る適合義務制度の運用にあたり、中間検査による省エネ基準への適合確認は求められておらず、完了検査時に建築士による工事監理報告書を提出させることにより、適合性の審査の実効性を確保することとしており、適合義務範囲の拡大にあたっては当該取扱いを継続することを想定しております。</p>
170	<p>（対象部分：17頁 1現状の課題（1）15～17行目） ・建築物省エネ法の適合義務の対象は、都市計画区域外も対象となっている（建築物省エネ法 QA 集令和元年改正反映版（Ver.4）P12 No87）が、建築物の用途を決める際などには、建築基準法上の用途を参照する必要がある。建築確認・検査制度を改正したとしても、改正の内容だけでは、適合義務にあるすべての建築物を把握できないのではないか（今後省エネ法の施行に合わせて、改めて建築確認・検査の範囲を改正される予定があるか。）。</p>	<p>本報告案において、「省エネ基準への適合の審査は、建築基準法の建築確認・検査によるものとし、建築基準法の審査対象（具体的には後掲）と整合したものとする。」とされており、これを踏まえた制度見直しを進めてまいります。</p>

【Ⅲ. CO2 貯蔵に寄与する建築物における木材の利用促進（2）中大規模建築物の木造化や、混構造などの部分的な木造化の促進に関するご意見】

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
171	防火地域・準防火地域外で延べ面積 3,000 m ² 超の建築物は多く存在するため、本合理化により更なる木造化が促進され则认为。 新しい構造方法の検討にあたっては、主要構造部への性能要求を耐火構造ではなく準耐火構造とすることのほか、スプリンクラー設備の設置や周囲に空地を設けること等の対策を考慮してほしい。	延べ面積 3000 m ² 超の木造建築物等への防火上の要求性能を満たす構造方法については、主要構造部への性能要求のほか、スプリンクラーの設置等の防火上有効な措置の組合せも考慮しながら、安全性を確認の上、具体の基準を検討してまいります。
172	延べ面積 3,000 m ² 超の木造建築物を壁等で区画する場合、壁等を壁等以外の建築物の部分とエキスパンジョイントで接続しなければならないことが設計上のハードルとなっているため、構造的に一体となっている場合の代替措置を検討して欲しい。	現行制度においても、エキスパンジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法以外の構造方法でも、検証等により所定の性能を満たすことが確認できれば、大臣認定を取得することで建築することができます。
173	燃えしろ設計をしやすいするために、現行の告示で定めている燃えしろ厚さをより小さくすることはできないか。	法第 21 条第 1 項で要求される火災時倒壊防止構造等の燃えしろ厚さについては、火災時の安全性の確保を前提として必要な厚さの確保を求めており、ご意見については今後の施策推進にあたって参考とさせていただきます。
174	火災時倒壊防止構造等の燃えしろ設計において、防火区画の形成等が設計上のハードルとなっているため、消火設備の増設及び避難シミュレーション等により区画面積制限等を緩和することを検討してほしい。	火災時倒壊防止構造を適用するにあたっては、標準的な消火活動が適切に行われることが前提になりますが、防火区画の形成は消火の確実性を担保するうえで必要な要件であるため、合理化については慎重な検討が必要と考えおります。
175	法第 21 条第 1 項に基づく火災時倒壊防止構造、法第 27 条第 1 項に基づく避難時倒壊防止構造、木造による耐火構造等について、建築士や行政関係者が使用できる標準計算ツールの整備や講習会の開催等を通じた設計方法の普及を図るべき。また、新たに整備する検証法や仕様規定は簡明なものとするべき。	いただいたご意見を踏まえ、防火・避難規定の合理化に係る内容等の申請側及び審査側への周知・習熟等をきめ細かく行ってまいります。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
176	防火規定上の別棟みなし基準の適用を受ける建築物において、増改築や用途変更を行う際に防火規定上の扱いが不明確となる恐れがあるため、確認申請等の手続き上も別棟扱いとしてほしい。	本報告案における防火上分棟的に区画された2以上の部分を別の建築物とみなす措置は、あくまで防火規定の適用を対象とするものであることから、他の規定の適用や確認申請等の手続きについて別の建築物とみなすことはできないと考えています。
177	昭和26年の通達で部分により構造を異にする建築物の棟の解釈が示されており、当該規定に定められている条件を満たすことで防火上規定上の別棟としてみなされるかは、現状でも特定行政庁によって判断が異なるところ。本合理化を検討するにあたっては、当該通達との関係性を明確にしてほしい。	本報告案を踏まえ、防火上分棟的に区画された2以上の部分への防火規定の適用についてそれぞれ別の建築物とみなす措置については、過去の通達の内容に関わらず、全国で統一的に適用可能な基準として制度の見直しを進めてまいります。
178	建築物における部分的な木造化の推進にあたって、火災時の建築物の部分倒壊を前提とした構造の設計方法について、建築物の用途、規模等に応じた指針を示すべき。	本報告案を踏まえ、建築物の部分的な木造化を促進する防火規定の合理化措置については、建築物の用途等を踏まえ、安全性を確認の上、具体の基準を検討してまいります。
179	平成12年建設省告示第1399号告示に基づき、耐火構造を要求される建築物にあっても床面から梁下4m以上を確保した鉄骨造の小屋組については耐火被覆が不要となる場所、木造の小屋組みについても合理化措置を検討すべき。	ご提案のあった合理化措置に関しては、安全性を有する仕様が検証により確認されることが必要です。
180	耐火構造の大臣認定を取得するにあたり、性能評価試験の試験体準備等に高額な費用がかかることや認定取得までに長期間要することが、開発メーカーにとってかなりの負担となっているため、評価方法の合理化を検討すべき。	性能評価試験においては、法令で規定する所定の要求性能を公正な形で確認するために必要な試験方法や評価機関指定の枠組みを定めているところです。このほか、認定取得の円滑化に向けては、申請状況に応じた評価機関の指定等体制の充実を進めてまいります。
181	防火設備の遮炎性能の要求時間の短縮や延焼のおそれのある部分の範囲の合理化などを検討すべき。	延焼のおそれのある部分の範囲については、平成30年建築規準法改正において合理化を行ったところであり、当該合理化措置の周知・活用促進を引き続き図ってまいります。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
182	<p>法第 21 条第 2 項に基づき壁等で 3000 m²以内に区画した建築物について、法第 26 条に基づく 1000 m²以内毎の防火壁等の設置を緩和できないか検討してほしい。</p> <p>また、木造の普及のため、防火壁等による区画以外の代替措置も検討してほしい。</p>	<p>法第 21 条第 2 項に基づく壁等は 3,000 m²毎に延焼を遮断することを目的とする一方、法第 26 条に基づく防火壁等は大規模建築物における火災時の延焼の急拡大を防止することを目的としており、防火上の措置が講じられていない木造建築物等については防火・避難上の安全性確保の観点から双方の措置を講じることが必要です。</p>
183	<p>中規模木造普及にむけて混構造の計算方法など含め、構造設計方法についても整備を進めてほしい。</p>	<p>中大規模木造建築物に係る構造計算方法については、技術的検証により安全性が確認されたものから順次基準に反映してきています。中大規模建築物における木材利用の推進に向けて取り組みを進めてまいります。</p>
184	<p>CLT 木質部材の有効利用を通じて中大規模建築物の木造化を推進するために CLT 関連告示の合理化、在来軸組工法との組み合わせに関わる設計手法の合理化・規制緩和を要望する。</p>	<p>CLT の活用促進に向けて、国土交通省及び林野庁の補助事業等において CLT パネル工法や CLT 材を用いた混構造建築物等の構造計算方法について、引き続き取り組みを進めてまいります。</p>
185	<p>一定量以上の木材を利用した建築物に対する補助制度の創設、容積率の緩和などを検討すべき。</p>	<p>一定量以上の木材を利用した建築物に対する補助制度については、令和 4 年度予算案において、木材を一定以上使用する優良な木造建築物のプロジェクトに対する補助制度創設を盛り込んでいるところです。</p> <p>また、本報告案Ⅱ 2. (3) ②における容積率等の限度を超えることを可能とする制度については、木造建築物について省エネ改修等を行う際にも活用可能とすることを想定しております。</p>
186	<p>建築ではセメント原料の石灰石からクリンカ焼成時に排出される原料起源 CO₂ 排出量が多い、木材の吸収固定を取り上げるのにセメントを取り上げにないのはおかしい。</p> <p>脱セメント、脱コンクリートもこの案件の一部として扱うべき。</p>	<p>環境に配慮したコンクリート等の技術開発も進んでいると伺っておりますが、品質や安全性の確保について、慎重な検討が必要と考えています。</p> <p>今後の施策の推進の際に、参考とさせていただきます。</p>

【IV. CO2 貯蔵に寄与する既存建築ストックの長寿命化に関するご意見】

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
187	防火別棟で増築した場合、既存部分については主要構造部規定の遡及適用外とする方針だと思うが、混乱が生じないように排煙設備に関する規定も遡及適用外としていただきたい。	防火規定及び排煙設備に関する規定が既存不適格となっている建築物について、現行基準に基づき排煙規定の適用上別棟扱いにすることとあわせて、本報告案を踏まえた今後の制度改正において既存部分と増築部分を防火規定の適用上も別棟扱いにすることにより、既存部分へのこれらの規定の遡及を適用外とする方向で検討することとしております。
188	大規模建築物を対象に防火規定等の遡及適用の合理化を検討してほしい。	本報告案では「既存不適格建築物に対する現行基準の遡及適用について、以下の基準の遡及適用の合理化を図る」こととされており、このうち既存建築物に対する防火・避難規定等の遡及適用の合理化については、安全性を確認の上、大規模建築物を含む既存建築ストックの長寿命化・省エネ化が促進されるよう、具体の基準を検討してまいります。
189	カーボンニュートラルを考える上で、建築物の長寿命化は重要であるため、超高層ビル等の大規模建築物の改修を進めやすくするためにも、用途変更時の手続きの合理化や、既存不適格建築物に対する防火規定等の遡及適用の緩和措置を検討いただきたい。	p25「V. 引き続き検討すべき課題等」にも記載しているとおり、既存建築ストックの有効活用に向け、用途変更時の合理的な手続きのあり方については、引き続き検討課題とされています。 また、本報告案では「既存不適格建築物に対する現行基準の遡及適用について、以下の基準の遡及適用の合理化を図る」こととされており、このうち既存建築物に対する防火・避難規定等の遡及適用の合理化については、安全性の確保・向上と両立する形で、既存建築ストックの長寿命化が促進されるよう、具体の基準を検討してまいります。
190	テナントの入替等に伴う用途変更が円滑に進むため、建築物全体ではなく、用途変更部分のみに防火規定等が遡及適用されるよう合理化してほしい。	本報告案では「既存不適格建築物に対する現行基準の遡及適用について、以下の基準の遡及適用の合理化を図る」こととされており、このうち既存建築物に対する防火・避難規定の遡及適用の合理化については、安全性の確保・向上と両立する形で、テナントの入替等による用途変更の円滑化を通じ段階的に既存建築ストックの性能向上が図られるよう、具体の基準を検討してまいります。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
191	<p>既存不適格であって法第 20 条第 1 項第 4 号に掲げる小規模建築物については、令第 137 条の 2 第 1 号の範囲で増改築を行う場合は、同条第 2 号の範囲で増改築を行う場合と同様に、令第 3 章第 1 節から第 7 節の 2 までの規定に適合し、基礎の補強に係る基準に適合することで可としていただきたい。</p>	<p>令第 137 条の 2 第 1 号の大規模な増改築の場合は、既存部分の規模によらず一律の基準としており、同等の基準への適合が必要となります。</p>
192	<p>建築基準法第 42 条第 2 項により指定された道路に面する建築物が、大規模修繕等を行う場合に道路境界線までセットバックしなくてもよいとすれば、市街地環境への影響は増大しないが、幅員 4 メートルの道路となることを期待して既にセットバックした建築物の所有者等に不利益を与えることになるため、「市街地環境への影響が増大しないと認められる・・・」を「・市街地環境の改善に支障がないと認められる・・・」と修正してほしい。</p>	<p>接道義務等の規定に関し既存不適格となっている建築物は、建替えはもとより大規模な修繕等もできず、老朽化し危険な状態となってもそのまま放置される可能性が高いことが想定されるため、市街地環境への影響が増大しないと認められるものに限定して、建築物を改修する際に既存不適格となっている接道義務等の遡及適用を緩和することを検討しております。</p>
193	<p>市街地環境への影響が増大しないと認められる大規模の修繕・大規模の模様替を行う場合の接道義務や道路内建築制限の基準について遡及適用の合理化を図るとしているが、設計の自由度を高めることで既存ストックの活用促進につながることから、増改築についても対象とすることを検討すべき。</p>	<p>増改築については市街地環境を害する度合いが増大するおそれがあることから、接道義務や道路内建築制限の遡及適用の合理化の対象とすることは慎重な検討が必要と考えます。</p>
194	<p>市街地環境への影響が増大しないと認められる大規模の修繕、大規模の模様替を行う場合の接道義務や道路内建築制限とは、具体的に何を指すのか。 接道と道路内建築規制が既存不適格となっている建築物に対し大規模修繕模様替を行う場合は、違反建築物に対しては緩和できないのか。</p>	<p>建築基準法第 43 条や第 44 条に適合していない既存不適格建築物において、屋根の葺き替え工事などを実施する場合を想定しております。 なお、違反建築物については、IV. 2①における既存不適格建築物に対する現行基準の遡及適用の合理化の対象とはなりません。</p>

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
195	IV. 2. ②において、一団地の総合的設計制度や連担建築物設計制度に関して記載があるが、地域熱供給の修繕・大規模改修についても適切に扱われるよう、ご配慮願いたい。	地域熱供給の設備を設けた建築物についても、当該建築物の大規模な修繕等を行う場合であって、一団の土地の区域で相互に調整した設計による建築物については、対象とすることとしております。
196	住宅の居室に必要な採光規定の合理化については、既存建築物の増築等の際だけでなく、新築時にも適用されるものとなるのか。	本報告案において、「有効な明るさの確保の措置が行われることを前提に、住宅の居室に必要な採光上有効な開口部面積に関する規制を合理化する」とされており、新築時にも適用できる基準として合理化を検討してまいります。
197	採光規定の合理化に関しては、低所得者が窓のない居住環境の悪い建築物に住まされることがないように、制度設計をしていただきたい。	本報告案において、「有効な明るさの確保の措置が行われることを前提」とされており、これを踏まえ、引き続き一定以上の自然採光を確保する形で採光規定の合理化を検討してまいります。
198	p24「住宅の居室に必要な採光上有効な開口部面積に関する規制を合理化する」という記述があるが、近年は高断熱化のために開口率が低下している傾向にあるため、断熱性能の高い窓の普及を優先し、十分な開口率を確保した改築や用途変更を促進すべきではないか。	建築基準法上の採光規定は、居室内の衛生的な環境や明るさの確保といった観点から、一定以上の大きさの採光に有効な窓等の開口部面積の確保を求めているものです。 合理化に当たっては、本規定において従来より想定していた居室内の衛生的な環境が引き続き確保されるよう、技術的基準を検討してまいります。
199	採光規定の合理化について、代替措置に係る審査・検査の手間が増えることが想定されるため、居室に必要な採光上有効な開口部面積について、その大きさを一律に居室の床面積の 1/20 以上としてはどうか。	採光規定については、本報告案において、「有効な明るさの確保の措置が行われることを前提に、住宅の居室に必要な採光上有効な開口部面積に関する規制を合理化する」とされており、これを踏まえて規制を合理化することを検討してまいります。 具体的な措置の内容については、必要な性能が確保されるよう、引き続き検討してまいります。
200	住宅の居室に対する採光規制は撤廃してもよいのではないか。	住宅の居室内の衛生的な環境や明るさの確保といった観点から、住宅の居室に対する採光規制は引き続き必要なものと考えております。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
201	<p>応急仮設建築物について、安全上、防火上、衛生上支障がないと言えないものについても、存続期間を延長できるようにしてほしい。</p>	<p>本報告案において、「応急仮設建築物については、特定行政庁が最低限、安全上、防火上、衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合に、存続期間を更に延長することを可能とする仕組みを導入する」とされております。</p>
202	<p>用途変更時の現行基準に適合させるための改修等について、合理的な手法を提案してほしい。</p>	<p>p25「V. 引き続き検討すべき課題等」にも記載しているとおり、既存建築ストックの有効活用に向け、用途変更時の合理的な手続きのあり方については、引き続き検討課題とさせていただきます。</p> <p>また、既存建築物に対する防火・避難規定等の遡及適用の合理化については、安全性の確保向上を両立する形で、用途変更の円滑化を通じ既存建築ストックの性能向上が図られるよう、具体の基準を検討してまいります。</p>
203	<p>検査済証がない既存建築物が非常に多く存在する現状を踏まえ、それらの建築物の増改築等を円滑化するための制度設計が必要だと考える。</p>	<p>検査済証のない建築物の増改築等の円滑化に向けて、2014年に「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関等を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」を作成し、その周知普及を図ってまいりました。引き続き、本ガイドラインを活用した指定確認検査機関や特定行政庁の取組を推進するなど、更なる円滑化を図ってまいります。</p>
204	<p>地階がRC、1・2階が木造の住宅のような小規模建築物について、既存不適格となっている規定の遡及適用が足かせとなり、増改築や大規模修繕・模様替えが非常に困難なため、緩和規定が必要だと考える。</p>	<p>既存建築物に対する遡及適用の合理化については、安全性の確保向上を両立する形で、既存建築ストックの長寿命化が促進されるよう、具体の基準を検討してまいります。</p>

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
205	<p>既存建築ストックの長寿命化には、何処の地域にでも、大工職人が墨付け・刻みの技術を持ち続けることが重要。気候風土適応住宅の推進について講ずべき施策に意義を追加されたい。</p>	<p>気候風土適応住宅の意義については、本報告案において、「通風の確保など地域の気候・風土・文化を踏まえた工夫の活用により優れた居住環境の確保を図る伝統的構法による住まいづくりの重要性に配慮し、地域の気候及び風土に応じた住宅（以下「気候風土適応住宅」という。）については、国が定める要件、又は所管行政庁において各地域の自然的社会的条件を踏まえ定めた要件に適合する場合は、省エネ基準を合理化しているところである。」とされております。</p>
206	<p>省エネ評価及び実際のエネルギー消費量と合わせて、残存年数や改修年数の実態調査・検証を重ねながら長期活用を推進されたい。</p>	<p>国土交通省は、ライフサイクルを通じてのCO2の収支をマイナスにする住宅であるLCCM住宅の普及に取り組んでいるところです。ご意見は今後の施策の推進にあたり参考にさせていただきます。</p>

【V. その他引き続き検討すべき課題等に関するご意見】

No.	パブリックコメントにおける主なご意見	見解・対応等
207	引き続き検討すべき課題等に、国際展開、国際協力といった国際的取組を盛り込むべき。	今般の本報告案については、2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス削減目標の実現に向けた建築物分野における省エネルギー等に係る我が国の取組についてとりまとめいただくものです。ご指摘の点については今後の参考とさせていただきます。
208	平成12年建設省告示第1436号第4号ニ(4)では下地に不燃材料を求めており、木造は認められていないため、中大規模木造建築物では排煙設備の設置が必要になることが多く、設計上のハードルとなっている。そのため、排煙設備に関する規定についても合理化を検討してほしい。	排煙設備に関する規定については、火災時の安全性の確保を前提とする必要があり、ご意見については今後の施策推進にあたって参考とさせていただきます。
209	内装制限に関する規定について、スプリンクラー設備の設置を考慮した合理化を検討してほしい。	スプリンクラー設備を設置した建築物の部分で、天井の仕上げを準不燃材でしたもの又は排煙設備を設置したもの等については、既に内装制限に関する規定の適用対象外としております。
210	内装制限に関する規定において、燃えしろ設計と同様に厚さを大きくした木材については、準不燃材料など同等の性能があるものとして位置付けてほしい。	内装制限に関する規定は、火災初期の延焼の拡大を防止し、煙の発生を抑制することで、在館者の避難安全性を確保することを目的としており、燃えしろ設計のように可燃物である木材を厚くすることでは、所定の要求性能を満たすことはできないものと考えられます。
211	新材料・新技術の導入について、具体的な判断基準が不明確で設計者も審査側も判断に苦慮するのが実態です。基準を明確にしていきたい。	「新材料・新技術の導入を促進するための制度のあり方」は引き続き検討すべき課題とされており、今後の参考とさせていただきます。
212	既存建築ストックの有効活用を推進するためには、より簡素かつ具体的で、実現可能な現行基準が求める安全性を確保するための改修方法の提示等が必要だと考える。	既存不適格建築物に対する防火・避難規定等の遡及適用の合理化については、本報告案Ⅳ. 2. に記載されており、これを踏まえ安全性の確保向上を両立する形で、既存建築ストックの長寿命化が促進されるよう、具体の基準を検討してまいります。